

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月6日提出
【計算期間】	第1期特定期間（自 平成20年6月30日 至 平成20年12月8日）
【ファンド名】	住信 新世代グロースファンド（毎月決算型） （以下「本ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）
【発行者名】	住信アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平 田 誠 一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋 詰 廣 志
【連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【電話番号】	03-6259-3801
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、投資対象となる投資信託証券の具体的な投資対象地域および投資手法等を考慮のうえ、投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国および新興国の株式・債券、日本の株式ならびに世界の様々な商品（コモディティ）市況を実質的に捉える債券に分散投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

なお、信託金の限度額は、5,000億円とします。ただし、委託者は受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

【ファンドの特色】

1.世界の株式、債券およびコモディティに分散投資します。

- ・世界の株式、債券およびコモディティに分散投資を行うことでリスクの低減に努めます。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2.6つのファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。

- ・主として、投資対象投資信託証券への投資を通じて、世界の株式、債券およびコモディティに投資を行います。



各投資対象投資信託証券の基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。なお、投資対象とする投資信託証券の銘柄そのものについても、見直しを行う場合があります。

3.収益分配の時期・方針が異なる2つのタイプからお選びいただけます。

- ・安定した分配を継続的に行うことを目指す「毎月決算型」と、信託財産の成長を重視した「年1回決算型」の2種類のタイプからお選びいただけます。

※「毎月決算型」と「年1回決算型」との間では無手数料でスイッチング（乗り換え）が可能です。

※スイッチング時のお申込み手数料はかかりません。ただし、換金時と同様の信託財産留保金[※]および税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは指定販売会社へお問い合わせください。）

※「信託財産留保金」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定

的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

＊分配金額は収益分配方針にもとづき委託者が決定します。市況動向等の影響を受けて変動するため、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。また、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。なお、ボーナス分配は必ず上乗せできるものではありません。

[ファンドの商品分類]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		()
		資産複合

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産 複合（株式、債券、その 他資産（商品先物）、 短期金融資産）、（資 産配分固定型））） 資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル （日本を含む）		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり （ ）
	年6回 （隔月）	欧州		
	年6回 （隔月）	アジア		
	年12回 （毎月）	オセアニア		
	年12回 （毎月）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
	その他 （ ）	中近東 （中東）		
		エマージング		

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

〔区分における定義〕

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（資産 複合（株式、債券、その 他資産（商品先物）、短 期金融資産）、（資産配 分固定型）））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）、実質的に複数資産（本ファンドにおいては、株式、債券、その他資産（商品先物）、短期金融資産）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル （日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含みます。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

「ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）」、「住信 F0Fs用グローバルプ
レーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）」、「アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株
ファンド（適格機関投資家専用）」、「住信 F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド（適
格機関投資家専用）」、「JPM F0Fs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）」お
よび「住信 F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」は、国内籍の契約型株式投資信
託／適格機関投資家向け私募投資信託であり、ファミリーファンド方式[※]で運用されます。

※「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンド（各投資対象投資信託証券）の資金を主としてマザーファ
ンド（各投資対象投資信託証券における各投資対象マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用
をマザーファンドで行う仕組みです。

以下の内容は、平成21年1月末日現在、委託者が知り得る情報にもとづいて作成しておりますが、今後、記載内容が
変更となることがあります。

1. ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）
投信委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	・ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド（以下、本概要中において「マ ザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接 投資する場合があります。 ※マザーファンドは、主として日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）を含みま す。）を主要投資対象とします。なお、新興国の企業の株式にも投資する場合があります。
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式（DR （預託証券）を含みます。）に投資します。 ②株式への投資にあたっては、ファンダメンタル分析に基づいたボトムアップ・アプ ローチを重視し、技術力、ブランド力、コスト競争力等を活かし、グローバル市場をリー ドしていくことが期待される企業を中心に組入銘柄を選定します。また、業種配分、国 別配分等に一定の配慮を行ない、ポートフォリオを構築します。 ③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。ただし、市場 動向等により、一時的に株式の組入比率を引き下げることがあります。 ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ⑤ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以 内とします。 ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産 の純資産総額の5%以内とします。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。
決算・分配方針	決算は原則、2月・5月・8月・11月の各26日（休業日の場合は翌営業日） 初回は平成20年8月26日（火）に行い、収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託 者が決定します。

信託報酬率	純資産総額に対して、年率0.735%（税抜 [※] 0.70%）
-------	---

※「税抜」における「税」とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ）。

2. 住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）
投信委託会社	住信アセットマネジメント株式会社
主な投資対象	・「住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド受益証券」（以下、本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。 ・マザーファンドは、わが国の取引所に上場する株式を主要投資対象とします。
運用の基本方針	この投資信託は、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場する株式を中心に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場する株式の中から、グローバルに事業を展開し世界水準の競争力を有する、もしくは、グローバルな事業展開を目指すことで、今後競争力を高めることが見込まれる日本企業に投資します。 ②株式への投資にあたっては、今後の収益力、成長性、株価の妥当性から銘柄を絞り込んでポートフォリオを組成いたします。 ③株式への実質投資比率は、通常の状態でも高位を維持することを原則とします。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、短期金融資産の比率の引き上げおよび以下の⑤に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引き下げるように努めます。 ④株式以外の資産への実質投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 ⑤投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	ありません。

決算・分配方針	決算は原則、5月・11月の各26日（休業日の場合は翌営業日） 初回は平成20年11月26日（水）に行い、分配原資の範囲内で、基準価額水準等を考慮して委託者が決定するものとします。
信託報酬率	純資産総額に対して、年率0.63%（税抜0.60%）

3. アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）
投信委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
主要投資対象	・「ABエマージング・グロース株式マザーファンド受益証券」（以下、本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。 ・マザーファンドは、主として新興国の株式に投資します。
運用の基本方針	主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式に分散投資することにより、長期的な投資信託財産の成長を目指します。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。 ②株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。 ③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（所在地：ニューヨーク）、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド（所在地：ロンドン）、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド（所在地：香港）※にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。 ⑤当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合は、制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。 ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の25%以内とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
ベンチマーク	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース） ※MSCI エマージング・マーケット・インデックス（円ベース）は、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が独自に計算したものです。
決算・分配方針	原則、毎年5月29日（休日の場合は翌営業日）に決算を行います。信託財産から生ずる利益は、期中に収益分配を行わず、信託終了時まで信託財産に留保し、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬率	純資産総額に対して、年率0.9450%（税抜0.90%）

※2008年11月28日付けで、投資信託財産の運用に関する権限の一部の委託先をアライアンス・バーンスタイン（シンガポール）リミテッドからアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドに変更しておりますが、これはアライアンス・バーンスタイン・グループ内の組織改編であり、運用哲学、運用プロセスおよび運用体制に変更はありません。

4. 住信 FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	住信 FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド（適格機関投資家専用）
投信委託会社	住信アセットマネジメント株式会社
主な投資対象	・「住信 グローバル・コモディティ（米ドル建て） マザーファンド受益証券」（以下、本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。 ・マザーファンドは、主として「Dow Jones-AIG Commodity IndexSM」（以下、本概要中において「ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックス」といいます。）※の騰落率に償還価格が概ね連動する米ドル建て債券（以下、本概要中において「米ドル建て債券」といいます。）を主要投資対象とします。 米ドル建て債券の償還価格は、額面にダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの上昇（若しくは下落）相当額を加算（控除）します。したがって償還価格は、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの変動の影響を受けます。また、同債券は為替相場の影響を受けます。
運用の基本方針	この投資信託は、主として、マザーファンド受益証券に投資し、世界の様々な商品（コモディティ）市況を捉えることを目的に、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックス（円ベース）*と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。 *ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスをもとに委託者が独自に算出した指数です。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建て債券に投資し、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックス（円ベース）と概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②米ドル建て債券への実質投資比率は原則として高位とすることを基本とします。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）、ならびに金利先渡取引を行うことができます。 ⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
ベンチマーク	ありません。
決算・分配方針	決算は原則、5月26日（休業日の場合は翌営業日） 初回は平成21年5月26日（火）に行い、分配原資の範囲内で、基準価額水準等を考慮して委託者が決定するものとします。
信託報酬率	純資産総額に対して、年率0.5355%（税抜0.51%）

※「Dow Jones」、「AIG®」および「ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックス」は、Dow Jones & Company, Inc.（以下「ダウ ジョーンズ」といいます。）、およびAmerican International Group, Inc.（以下「AIG」といいます。）（場合によります。）の登録商標またはサービスマークであり、住信アセットマネジメント株式会社による一定の目的のための利用を許諾されています。

本件商品は、ダウ ジョーンズ、AIG、AIG Financial Products Corp.（以下「AIG-FP」といいます。）またはこれら各々の子会社もしくは関係会社により後援、是認、販売または宣伝されていません。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれらの関係会社のいずれも、受益者または公衆に対し、証券もしくは商品全般または特に受益証券への投資の適否について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行っていない。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社の住信アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、一定の商標、商号およびサービスマークの使用許諾、ならびに委託者、販売会社または受益証券に関わりなくAIG-FPと共同してダウ ジョーンズにより決定、構成および計算が行われるダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの使用許諾です。ダウ ジョーンズおよびAIG-FPはダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの決定、構成、または計算に際し、委託者、販売会社または受益者の要求を考慮する義務を負うものではありません。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、受益証券の発行の時期、価格もしくはその数量の決定についてまたは受益証券が現金に換金される際の等式の決定もしくは計算について責任を負わず、またはこれらに参加していません。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、受益証券の管理、販売または取引に関連し受益者等に対しいかなる義務または責任を追うものではありません。上記にかかわらずAIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、住信アセットマネジメント株式会社が募集している受益証券と無関係であるが、これらに類似しておりかつこれらと競合し得る金融商品を独自に発行し、および/または後援することがあります。さらに、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社は、商品、商品指数および商品先物（ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスおよびダウジョーンズAIGコモディティ・トータルリターン・インデックスSM を含みます。）ならびに当該商品、商品指数および商品先物のパフォーマンスに連動するスワップ、オプションおよび派生商品を積極的に取引しています。かかる取引活動がダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスおよび受益証券の評価に影響を及ぼす可能性があります。

本書は本件商品のみに関係するものであり、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの構成商品の取引所で取引される裏付け現物商品に関係するものではありません。受益証券の受益者は、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスに先物契約を組入れることが、ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社による先物契約または取引所で取引される裏付け現物商品に対する投資を推奨するものであると結論づけるべきではありません。ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの構

成商品を含む現物商品に係る取引所で取引される先物契約に関する本書の情報は、一般に提供される文書のみをその出典としています。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、本件商品に関連しダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスを含む取引所で取引される先物契約についてデューディリジェンス上の調査を行っていません。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスを含む取引所で取引される先物契約に関するこれらの一般に提供されている文書またはその他の一般に提供されている情報（当該取引所で取引されている先物契約の価格に影響を及ぼす要因の記載を含みます。）が正確または完全であるとのいかなる表明も行っていない。

ダウジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスまたはこれに含まれるデータの正確性および/または完全性を保証しておらず、またダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、かかる指数に関する誤り、不作為または障害について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスまたはこれに含まれるデータの利用により委託者、販売会社、受益者またはその他の者もしくは機関が得る結果について明示的または暗示的ないかなる表明または保証も行いません。ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスまたはこれに含まれるデータについて特定の目的または利用のために明示的または暗示的な保証を行わず、また市場商品性また適性に関する一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合も、ダウ ジョーンズ、AIG、AIG-FPまたはこれら各々の子会社もしくは関係会社のいずれも、その可能性につき通知されていたとしても喪失利益または間接的、懲罰的、特別もしくは拡大損害もしくは損失について責任を負わないものとします。ダウ ジョーンズ、AIG-FPおよび住信アセットマネジメント株式会社の間の契約の取決めについて、AIG およびその関係会社以外の第三者の受益者は存在しません。

5. JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

ファンド名	JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）
投信委託会社	JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社
主要投資対象	・「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）受益証券」（以下、本概要中において「マザーファンド」または「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。 ・マザーファンドは、新興国の政府または政府機関の発行する債券を主要投資対象とします。
運用の基本方針	この投資信託は、主としてマザーファンド受益証券に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度	(1) 投資対象 ①マザーファンド受益証券を通じて投資する主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。 「新興国」とは、信託約款に規定する者（以下本概要中において「運用の外部委託先」といいます。）が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下本概要中において同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下本概要中において同じ）。 ②上記①のほか、マザーファンドの信託財産の純資産総額（信託約款に規定するものをいいます。以下本概要中において同じ。）の20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。 ③上記①および②のほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に実質的に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、マザーファンドの信託財産の純資産総額の35%未満とします。 (2) 投資態度 ①マザーファンド受益証券を通じて、上記(1)①、②および③に掲げる債券（以下本概要中において「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。 ②投資対象債券は、主に当該債券発行国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、マザーファンドの信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。 ③マザーファンドの信託財産として保有する債券の平均格付は、BB-（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）またはBa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）以上に維持します。平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。運用の外部委託先は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、運用の外部委託先の判断により当該債券をスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスまたはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付にあてはめた上で算出します。 ④マザーファンドの信託財産として保有する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下本概要中において同じ。）については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて運用の外部委託先が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。また、ベビーファンドにて実質的に信託財産に属する外貨建資産（信託約款に定めるみなし保有外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。 ⑤委託会社はマザーファンドの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。
------	--

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。 ⑤スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。 ⑥金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款に定める範囲で行います。 ⑦デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
ベンチマーク	ありません。
決算・分配方針	原則、毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配対象収益の範囲内で分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託報酬率	純資産総額に対して、年率0.777%（税抜0.74%）

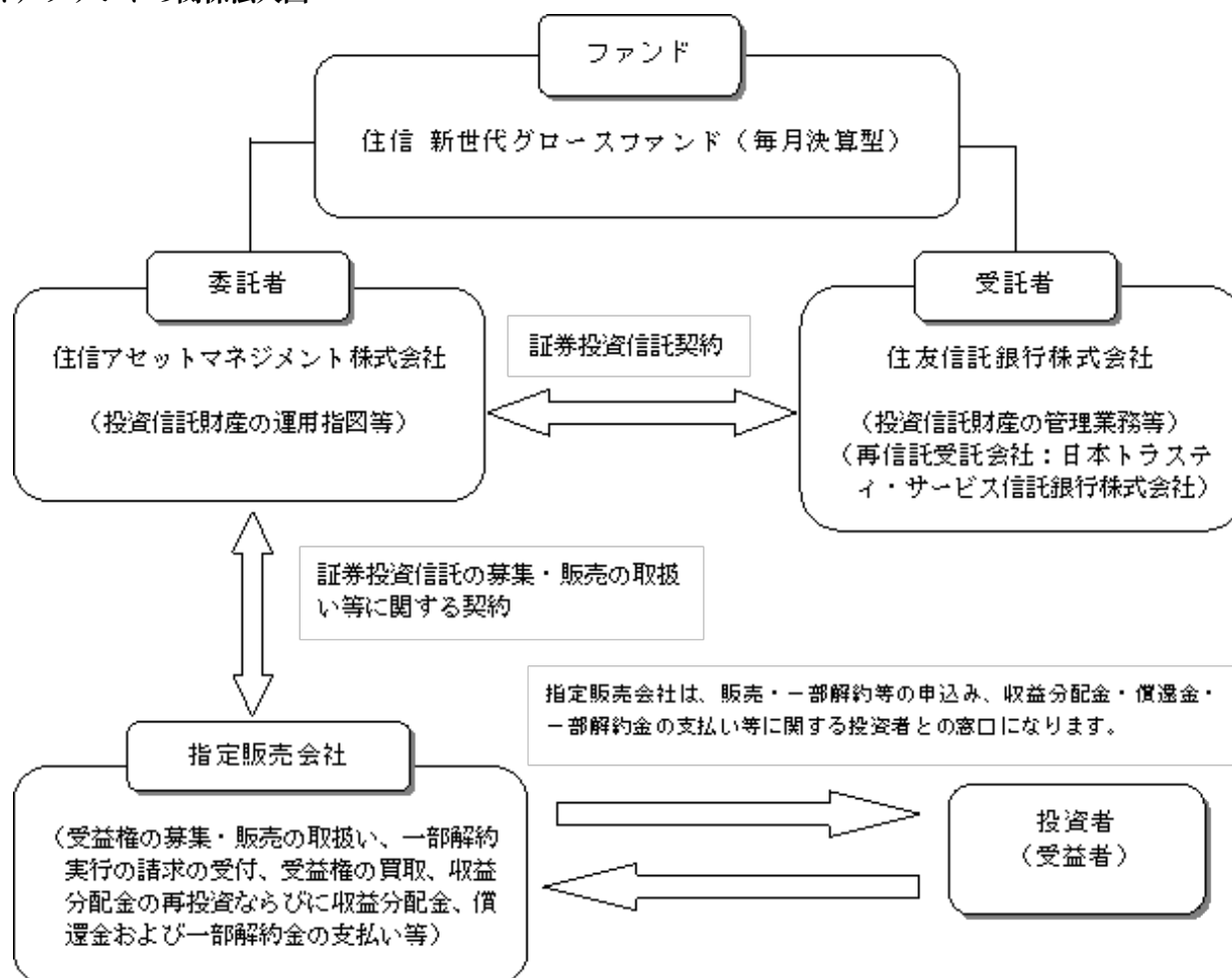
6. 住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

ファンド名	住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）
投信委託会社	住信アセットマネジメント株式会社
主要投資対象	・「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド受益証券」（以下、本概要中において「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。 ・マザーファンドは、日本を除く世界の高格付公社債を主要投資対象とします。
運用の基本方針	この投資信託は、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の高格付の高金利公社債に投資し、安定したインカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 ②投資する公社債は、取得時において、AA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスでAAー以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクでAa3以上）の長期格付を受けているものに限り、なお取得後、格付の低下によってAA格（国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格）相当以上で無くなった場合は、速やかに売却するものとします。 ③公社債の実質組入比率は原則として高位とする方針ですが、市場環境等によっては公社債の実質組入比率が高位とならない場合があります。 ④ポートフォリオのデュレーションは、原則として2年から7年の範囲内で運営することを基本とします。 ⑤実質外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。 ⑦ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
ベンチマーク	ありません。
決算・分配方針	毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配対象額の範囲内で分配します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
信託報酬率	純資産総額に対して、年率0.4095%（税抜0.39%）

(2) 【ファンドの仕組み】

(イ) ファンドの関係法人図



(ロ) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

①受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

②指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1) 受益権の募集・販売の取扱い
- 2) 追加設定の申込受付事務
- 3) 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4) 受益者に対する一部解約等の事務
- 5) 受益者に対する受益権の買取
- 6) 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7) 受益者に対する運用報告書の交付
- 8) その他上記業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

（ハ）委託会社等の概況

①資本金

平成20年9月末日現在 3億円

②会社の沿革

昭和61年11月 1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立

昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録

昭和62年 9月 9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 2年10月 1日 住信投資顧問株式会社に商号変更

平成11年 2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更

平成11年 3月25日 証券投資信託委託業の認可

平成19年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

③大株主の状況（平成20年9月末日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（イ）基本方針

本ファンドは、投資対象となる投資信託証券の具体的な投資対象地域および投資手法等を考慮のうえ、投資信託証券への投資を通じて、日本を除く先進国および新興国の株式・債券、日本の株式ならびに世界の様々な商品（コモディティ）市況を実質的に捉える債券に分散投資し、投資信託財産の中長期的な成長

を図ることをめざして運用を行います。

（ロ）運用方法

①主たる投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

1. ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）
2. 住信 F0Fs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）
3. アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）
4. 住信 F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド（適格機関投資家専用）
5. J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）
6. 住信 F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

②投資態度

1) 主として、投資対象投資信託証券への投資を通じて、世界経済の成長が生み出す果実の獲得のため、日本を除く先進国および新興国の株式・債券、日本の株式ならびに世界の様々な商品（コモディティ）市況を実質的に捉える債券に分散投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

2) 各投資対象投資信託証券は、以下の基本組入比率で配分します。

ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド （適格機関投資家専用）	10%
住信 F0Fs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド （適格機関投資家専用）	10%
アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド （適格機関投資家専用）	10%
住信 F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド （適格機関投資家専用）	10%※
J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF （適格機関投資家専用）	30%
住信 F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド （適格機関投資家専用）	30%

※ただし、短期金融資産を含む合算管理とします。

3) 前項に定める各投資対象投資信託証券の基本組入比率には一定の変動幅を設けます。

4) 各投資対象投資信託証券の基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。なお、投資対象とする投資信託証券の銘柄そのものについても、見直しを行う場合があります。

5) 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

6) 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

（イ）この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

①次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

②次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(ロ) 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

(ハ) 委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

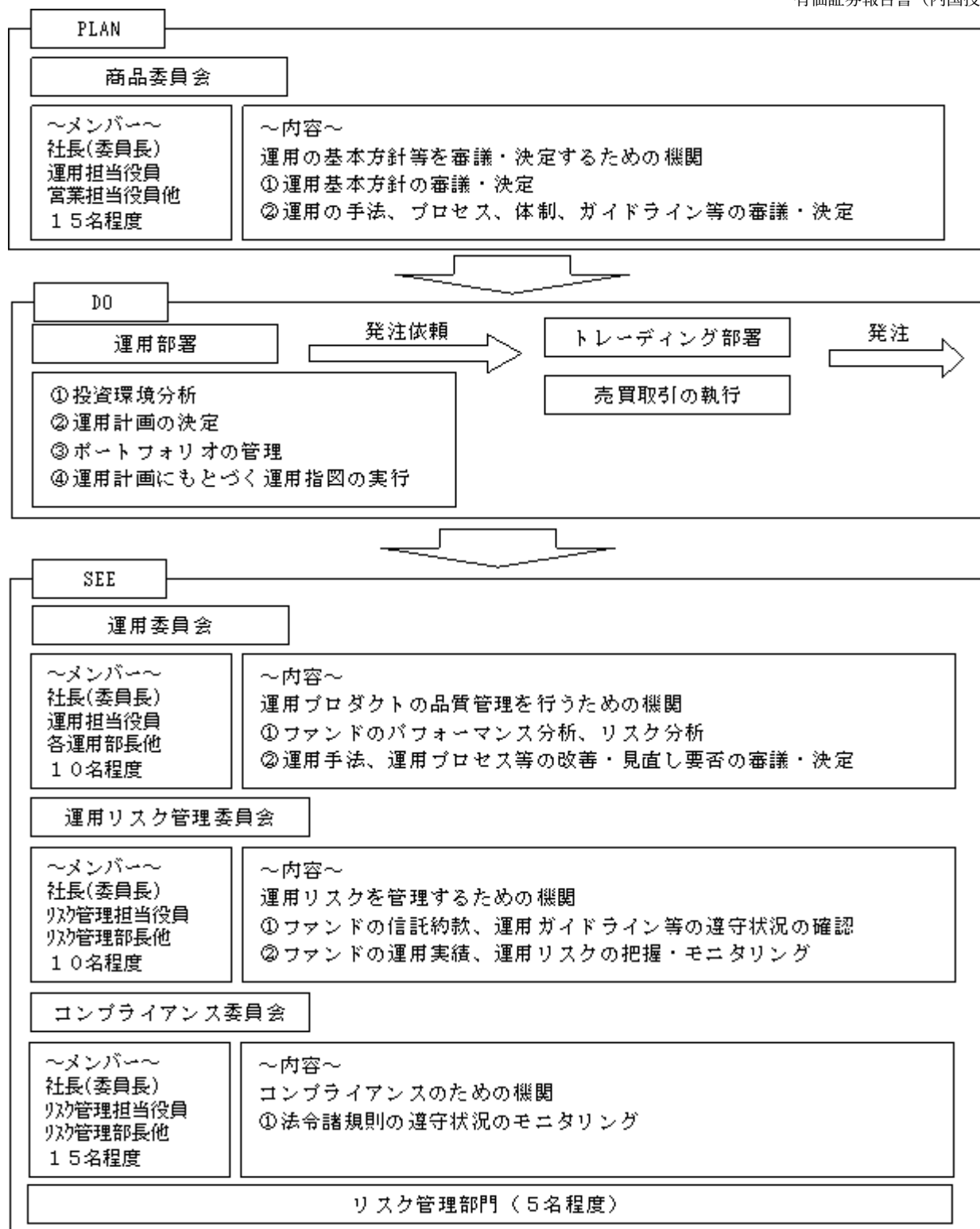
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(ニ) 上記（ロ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を（ハ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(ホ) 本ファンドが、本ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要は、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ―投資対象投資信託証券の概要―」に記載されている通りです。

(3) 【運用体制】

本ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後、変更されることがあります。



[PLAN(計画)]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[DO(実行)]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[SEE(検証)]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクト

のクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

(4)【分配方針】

(イ) 分配方針

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）および売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額をいいます。以下同じ。）（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

原則として、配当等収益を原資として、毎決算期に安定した分配を行うことを目指します。また、3月、6月、9月および12月の決算期には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。ただし、売買益が確保できた場合でも、組み入れた投資対象投資信託証券の基準価額が下落した場合には、加算分配を行わないことがあります。委託者はこのほか、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

(ロ) 収益の分配

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)投資信託財産に属する配当等収益から諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買益は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(ハ) 収益分配金の支払い

①収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。

②前項の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

③収益分配金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

(イ) 投資信託約款にもとづく投資制限

- ①投資信託証券への投資割合に制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③株式への直接投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第20条）
- ⑥委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第26条）

※前記4)における「外貨建資産への実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、投資対象投資信託証券の投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属する投資対象投資信託証券の時価総額に、投資対象投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ロ) 法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じ

て得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

(1)本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。従いまして、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。

（イ）本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本ファンドは、元本が保証されているものではないために、投資した資産の減少を含むリスクは、本ファンドの受益者に帰属します。

（ロ）本ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスク要因としては、主として次のようなものがあります。

①価格変動リスク

・本ファンドは、各投資対象投資信託証券を通じて組み入れた有価証券等の値動きにより基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を各投資対象投資信託証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

（株価変動リスク）

・本ファンドは、各投資対象投資信託証券を通じて株式に投資を行います。組み入れた株式の価格は、発行企業の業績や国内外の経済情勢等により変動します。株式の価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。

（金利変動リスク）

・本ファンドは、各投資対象投資信託証券を通じて公社債に投資を行います。公社債については、一般的に金利低下局面では値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、残存期間が長期の公社債の価格は、概して短期のものより金利の変動に対応して大きく変動します。このため基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を公社債に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。

（商品（コモディティ）市況の価格変動リスク）

・本ファンドは、投資対象投資信託証券を通じて、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの騰落率に償還価格がおおむね連動する米ドル建て債券に投資をするため、ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスの変動の影響を受けます。ダウジョーンズAIGコモディティ・インデックスは様々な商品（コモディティ）市況の価格変動を表すインデックスであり、それぞれの商品の需給関係や為替、金利の変化など様々な要因で大きく変動します。商品の需給は景気、人口、環境問題、天候、伝染病、豊・不作、生産コスト、労働問題、資源開発、技術発展、政府の規制・介入、主な生産国や会社の政策・計画、主要消費国の備蓄政策、投機家の動き、地政学的リスクなど様々な要因で大きく変動します。また投資している米ドル建て債券は、為替変動の影響を受けますので、これらにより投資元本を割り込むことがあります。

②為替リスク

・本ファンドは、各投資対象投資信託証券を通じて外貨建資産に投資を行います。通貨の価格変動等の影響により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。例えば、各

投資対象投資信託証券を通じて組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建では値上がりしていても、その通貨に対して円高となった場合は円建の評価額が減価し、基準価額が下落する場合があります。

③カントリーリスク

- ・各投資対象投資信託証券を通じて外貨建資産への投資を行う場合、当該国・地域の政治・経済、社会制度、対外関係等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。

④信用リスク

- ・各投資対象投資信託証券を通じて組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドの資産を各投資対象投資信託証券以外の有価証券等に直接投資している場合にも、同様のリスクがあります。また、各投資対象投資信託証券および本ファンドが、コール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。

⑤流動性リスク

- ・本ファンドは、各投資対象投資信託証券を通じて市場規模が比較的小さい市場に投資を致します。流動性の低下により本来想定される価格とは乖離した水準で取引を行われることがあり、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。

⑥その他のリスク

- ・本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。本ファンドが主要投資対象とする各投資対象投資信託証券に対し、他のファンドによる多額の追加設定および一部解約等がなされた場合には、各投資対象投資信託証券における売買ならびに組入比率の変更等により、基準価額が大きく変動し、結果として投資元本を割り込むことがあります。
- ・本ファンドのご換金の請求は指定販売会社において毎営業日受け付けますが、当該請求の受付日がニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日にあたる場合は、当該請求には応じませんのでご注意ください。ニューヨークおよびロンドンの銀行ならびに取引所の休業日については委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

(2) リスク管理体制

（イ）投資リスクに関する管理基準

基本方針を遵守した運用を行うため、ファンド毎にリスク管理項目を規定しています。

運用の基本方針	投資信託約款等にしたがって、ファンド運用上遵守すべき基本事項を定めたもの
運用ガイドライン	運用の基本方針に基づき、運用目標やリスク管理目標等の、ファンドの運用管理基準を定めたもの

（本ファンドのリスク管理基準）

- ・各投資対象投資信託証券の基本組入比率の乖離幅チェックを日々行います。
- ・分析結果は、月次で運用リスク管理委員会に報告されており、客観的なチェックが行われております。

（ロ）リスク管理体制

明確なPLAN-DO-SEEプロセスにより、投資リスクの管理を行っています。

本ファンドのリスク管理体制は前記「第1ファンドの状況 2投資方針 (3)運用体制」に記載されている通りです。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

（イ）申込手数料（受益権1口当たり）は、当初募集期間中においては1口につき1円に、継続募集期間中においては取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.00%）です。

申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

（ロ）「償還乗換え」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分については無手数料（本書提出日現在）で申込みを受け付けます。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として指定販売会社が定める料率により計算された手数料をお支払いいただきます。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。

（ハ）指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内に当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。

（ニ）自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

（ホ）「住信 新世代グロースファンド（年1回決算型）」との間のスイッチングにより本ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者

年率0.882% (税抜0.84%)	年率0.210% (税抜0.20%)	年率0.630% (税抜0.60%)	年率0.042% (税抜0.04%)
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。なお、上記のほか、投資対象投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

（参考）投資対象投資信託証券の信託報酬等

投資対象投資信託証券の名称	信託報酬率 (純資産総額に対する年率)
ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド (適格機関投資家専用)	0.7350% (税抜0.70%)
住信 F0Fs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	0.6300% (税抜0.60%)
アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド (適格機関投資家専用)	0.9450% (税抜0.90%)
住信 F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド (適格機関投資家専用)	0.5355% (税抜0.51%)
JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	0.7770% (税抜0.74%)
住信 F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド (適格機関投資家専用)	0.4095% (税抜0.39%)

上記の信託報酬率は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。なお、各投資対象投資信託証券について、本書提出日現在、申込手数料はありません。

本ファンドの信託報酬に投資対象投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬について委託者が試算した概算値は、税込みで年率1.517145%±0.06%程度です。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、本ファンドの実際の投資対象投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

(4)【その他の手数料等】

- (イ) ご解約時には、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として当該基準価額から控除します。
- (ロ) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）
- (ハ) 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（投資対象投資信託証券において負担する場合を含みます。）
- (ニ) 投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。なお、費用の計算方法および支弁時期は本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、平成21年1月末日現在の税法にもとづき、以下の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容が変更されることがあります。

(イ) 個人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

個人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、配当所得として課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の取扱いとなります。

①収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%

（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。ただし、平成21年および平成22年において、他の上場株式等（上場株式、上場E T F、上場R E I Tおよび公募株式投資信託等を含みます。以下同じ。）を含めた配当所得の合計額が年間100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

②換金時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年および平成22年において、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額のうち500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については、20%（所得税15%および地方税5%）となります。（平成23年以降は、金額に関らず20%（所得税15%および地方税5%）となります。）なお、平成21年および平成22年において、特定口座（源泉徴収あり）を利用している場合でも、その年における他の上場株式等を含めた譲渡所得の合計額が500万円を超える場合には確定申告が必要となります。

<損益通算について>

ご解約による換金および償還により発生した損益、買取請求による換金を行った際の譲渡損益は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の譲渡損益および配当所得と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

・解約益・償還益・収益分配金

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは、7%（所得税7%）の税率[※]により源泉徴収されます。（地方税はありません。）源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

※平成21年4月1日以降は、税率は15%（所得税15%）となります。

・買取請求による譲渡益

法人受益者による買取請求による譲渡益については、全額が法人税の課税対象となります。

◇個別元本について

1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

2)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- 3)受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合については、各指定販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「◇収益分配金の課税について」をご参照ください。）

◇収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成21年1月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	998,116,025	96.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		31,620,302	3.07
合計(純資産総額)		1,029,736,327	100.00

(注)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成21年1月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド	505,618,350	0.7016	354,741,834	0.6530	330,168,782	32.06
日本	投資信託 受益証券	J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ ファンドF	567,069,196	0.5921	335,761,670	0.5514	312,681,954	30.37
日本	投資信託 受益証券	ノムラFOFs用グローバル・リーダーズ・ファン ド	224,980,190	0.5967	134,245,679	0.5456	122,749,191	11.92
日本	投資信託 受益証券	住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファ ンド	164,326,890	0.5836	95,901,173	0.5399	88,720,087	8.62
日本	投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング 成長株ファンド	147,722,140	0.6153	90,893,432	0.5383	79,518,827	7.72
日本	投資信託 受益証券	住信 FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル 建て）・ファンド	169,820,832	0.4215	71,579,480	0.3785	64,277,184	6.24

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.93
合計	96.93

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(円)	1口当たりの純資産額(円)
第1期特定期間末 (平成20年12月 8日)	(分配付) 1,033,289,243 (分配落) 1,027,378,663	(分配付) 0.6119 (分配落) 0.6084
平成20年 6月末日	607,829,424	1.0000
7月末日	1,213,424,050	1.0135
8月末日	1,504,732,412	0.9919
9月末日	1,515,521,271	0.9015
10月末日	1,139,421,196	0.6760
11月末日	1,080,789,745	0.6408
12月末日	1,064,930,666	0.6300
平成21年 1月末日	1,029,736,327	0.6081

②【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期特定期間（平成20年 6月30日～平成20年12月 8日）	0.0140

③【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期特定期間（平成20年 6月30日～平成20年12月 8日）	△37.8

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年6月30日 投資信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、当初設定については設定日（平成20年6月30日）に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

1)申込手続

- （イ）本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- （ロ）取得申込みは、申込期間における毎営業日に、本邦にある指定販売会社の本支店・出張所で受け付けます。ただし、継続募集期間において、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日にあたる場合は、取得の申込みを受け付けないものとします。
- （ハ）継続募集期間における取得申込みの受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付になります。
- （ニ）本ファンドの受益権の販売価額は、当初募集期間中は、1口当たり1円とし、継続募集期間中は、原則として取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
- （ホ）申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとします。
- （ヘ）申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。指定販売会社によって取扱いコースが異なる場合があります。指定販売会社の取扱いコースについては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り

決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。）を行うものとします。

- （ト）取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2) 申込単位

申込単位については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

3) 申込手数料

- （イ）申込手数料（受益権1口当たり）は、当初募集期間中においては1口につき1円に、継続募集期間中においては取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.00%）です。申込手数料については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

- （ロ）「償還乗換え」により本ファンドの取得申込みをする場合は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する部分については無手数料（本書提出日現在）で申込みを受け付けます。申込金額が償還金額を超える場合、超過部分の金額については、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として指定販売会社が定める料率により計算された手数料をお支払いいただきます。指定販売会社によっては「償還乗換え」の取扱いを行わない場合があります。「償還乗換え」の取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。
- （ハ）指定販売会社は、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った当該指定販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内に当該指定販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取に係る売却代金またはご解約金をもって、当該指定販売会社が別に定める期間以内に、本ファンドの受益権の取得申込みをする場合の手数料率を、上記（イ）に定める申込手数料率を上限として独自に定めることができます。指定販売会社によっては当該取扱いを行わない場合があります。当該取扱いの詳細については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、上記（イ）に記載されている先と同じです。
- （ニ）自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。
- （ホ）「住信 新世代グロースファンド（年1回決算型）」との間のスイッチングにより本ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

2【換金（解約）手続等】

1) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については指定販売会社にお問い合わせください。

2) 受益権のご解約の請求

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

（イ）受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求は、原則として毎営業日受け付けますが、当該請求の日がニューヨークまたはロンドンの銀行もしくは取引所の休業日にあたる場合は、当該請求を受け付けられないものとしします。

ご解約の請求の受付時間は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時（わが国の取引所が半休日の場合は、午前11時）までとし、この時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日扱いとなります。また、解約単位は、指定販売会社によって異なります。

（ロ）受益者が前記のご解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

（ハ）委託者は、前記（イ）のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

（ニ）ご解約の価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）としします。すなわち、解約価額＝解約請求受付日の翌々営業日の基準価額－信託財産留保金＝解約請求受付日の翌々営業日の基準価額－（解約請求受付日の翌々営業日の基準価額×0.3%）となります。

（ホ）ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。

（ヘ）解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して7営業日目から指定販売会社において支払います。

（ト）委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記（イ）によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。

（チ）前記（ト）により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記（ニ）の規定に準じて計算された価額としします。

（リ）ご解約の価額に関する投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）としします。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1)基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象である投資信託証券の評価方法]

原則として、本ファンドの基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

2)基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

3)基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。

投資家の皆様による照会方法等につきましては、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に表記を「果実毎月」として掲載されます。ただし、表示は1万口当りに換算した価額で行われます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、平成20年6月30日から、投資信託約款第4条の規定による信託終了の日までとします。（原則無期限）

(4)【計算期間】

原則として、毎月8日から翌月7日（第1計算期間は、平成20年6月30日から平成20年9月8日）までとします。ただし、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1)信託の終了

(イ) (a)委託者は、投資信託約款に定める信託終了前に、受益権の残存口数が10億口を下回ることであった場合もしくはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)委託者は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面を

もってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- (ロ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ハ) 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「2)投資信託約款の変更等（イ）(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。
- (ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2)投資信託約款の変更等

- (イ) (a) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託者は、上記(a)の事項（上記(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。

(g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）に記載されている手続きにしたがいます。

3) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続

指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

4) 運用報告書

委託者は、6計算期間の末日（6月および12月）ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、第1作成期は、当初の4計算期間とします。

5) 信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

2 【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

1) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2) 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

3)換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

4)反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

5)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成20年6月30日から平成20年12月8日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

住信 新世代グロースファンド（毎月決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

当期 (平成20年12月 8 日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,965,803
投資信託受益証券	972,134,863
未収利息	464
流動資産合計	1,034,101,130
資産合計	1,034,101,130
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	5,910,580
未払受託者報酬	38,434
未払委託者報酬	768,657
その他未払費用	4,796
流動負債合計	6,722,467
負債合計	6,722,467
純資産の部	
元本等	
元本	1,688,737,209
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△661,358,546
元本等合計	1,027,378,663
純資産合計	1,027,378,663
負債純資産合計	1,034,101,130

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期 (自 平成20年 6 月30日 至 平成20年12月 8 日)
営業収益	
受取配当金	28,635,472
受取利息	140,014
有価証券売買等損益	△652,395,137
営業収益合計	△623,619,651
営業費用	
受託者報酬	223,760
委託者報酬	4,475,187
その他費用	27,914
営業費用合計	4,726,861
営業利益又は営業損失（△）	△628,346,512
経常利益又は経常損失（△）	△628,346,512
当期純利益又は当期純損失（△）	△628,346,512
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,399,295
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,219,307
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,219,307
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,424,278
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,424,278
分配金	23,206,358
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△661,358,546

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期 (自 平成20年 6月30日 至 平成20年12月 8日)
1.資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、本ファンドの基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、当該投資信託受益証券の配当落ち日において100%で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は、原則として毎月8日から翌月7日までであります。ただし、第1計算期間は約款に記載のとおり、平成20年6月30日（設定日）から平成20年9月8日までとしているため、第1期特定期間は、平成20年6月30日から平成20年12月8日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	当期 (平成20年12月8日現在)
1.期首元本額	607,819,725円
期中追加設定元本額	1,104,058,868円
期中一部解約元本額	23,141,384円
期末元本額	1,688,737,209円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を661,358,546円下回っております。
3.特定期間末日における受益権の総数	1,688,737,209口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期 (自 平成20年 6月30日 至 平成20年12月 8日)
分配金の計算過程	平成20年6月30日から平成19年9月8日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(7,725,997円)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(1,624,788円)及び分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は9,350,785円(1万口当たり59円25銭)であり、うち5,522,921円(1万口当たり35円)を分配金額としております。 平成20年9月9日から平成20年10月7日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(5,659,889円)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(1,904,277円)及び分配準備積立金(2,197,783円)により、分配対象収益は9,761,949円(1万口当たり58円20銭)であり、うち5,869,866円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

平成20年10月8日から平成20年11月7日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(5,886,517円)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(1,948,463円)及び分配準備積立金(1,990,374円)により、分配対象収益は9,825,354円(1万口当たり58円25銭)であり、うち5,902,991円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

平成20年11月8日から平成20年12月8日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(4,749,450円)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(1,963,999円)及び分配準備積立金(1,972,954円)により、分配対象収益は8,686,403円(1万口当たり51円43銭)であり、うち5,910,580円(1万口当たり35円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

当期(平成20年12月8日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	972,134,863	△127,550,420
合 計	972,134,863	△127,550,420

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

当期 (自 平成20年 6月30日 至 平成20年12月 8日)
該当事項はありません。

II 取引の時価等に関する事項

当期 (平成20年12月8日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 (自 平成20年 6月30日 至 平成20年12月 8日)
当特定期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の 給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

当期 (平成20年12月8日現在)
1口当たり純資産額 = 0.6084円

(4)【附属明細表】（平成20年12月8日現在）

1)有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
投資信託受益証券	J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F (適格機関投資家専用)	532,574,542	298,987,347
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株 ファンド (適格機関投資家専用)	129,599,631	67,327,008
	ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド (適格機関投資家専用)	224,980,190	120,319,405
	住信 F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド (適格機関投資家専用)	505,618,350	335,730,584
	住信 F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）ファンド（適格 機関投資家専用）	169,820,832	65,109,306
	住信 F0Fs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	164,326,890	84,661,213
合計		1,726,920,435	972,134,863

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、国内投資信託証券である「ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド(適格機関投資家専用)」、「住信 F0Fs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）」、「アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）」、「住信 F0Fs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）ファンド（適格機関投資家専用）」、「J P M F O F s 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）」および「住信 F0Fs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託証券です。

なお、以下に、財務諸表を記載しております。

1. ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド(適格機関投資家専用)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）(以下「投資信託財産計算規則」という。)に準じて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、当期（平成20年 7 月 1 日から平成20年11月26日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に準じて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当期(平成20年 7 月 1 日から平成20年11月26日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド(適格機関投資家専用)

(1)貸借対照表

期別	当期
	平成20年11月26日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,094,932
親投資信託受益証券	163,636,507
未収利息	10
流動資産合計	164,731,449
資産合計	164,731,449
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	645,013
未払受託者報酬	22,190
未払委託者報酬	366,088
その他未払費用	1,637
流動負債合計	1,034,928
負債合計	1,034,928
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	293,188,108
剰余金	
期末欠損金	129,491,587
(分配準備積立金)	(136,647)
純資産合計	163,696,521
負債・純資産合計	164,731,449

(2)損益及び剰余金計算書

期別	当期 自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日
科目	金額(円)
営業収益	
受取利息	547
有価証券売買等損益	△123,874,493
営業収益合計	△123,873,946
営業費用	
受託者報酬	33,484
委託者報酬	552,390
その他費用	2,464
営業費用合計	588,338
営業損失金額	124,462,284
経常損失金額	124,462,284
当期純損失金額	124,462,284
一部解約に伴う当期純損失金額分配額	—
期首欠損金	—
欠損金減少額	—
欠損金増加額	4,138,102
当期追加信託に伴う欠損金増加額	4,138,102
分配金	891,201
期末欠損金	129,491,587

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当期 自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	当該財務諸表の特定期間は、平成20年 7 月 1 日(設定日)から平成20年11月26日までとなっております。

当期	
平成20年11月26日現在	
1 特定期間の末日における受益権の総数	293,188,108 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	129,491,587 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.5583 円
(10,000口当たり純資産額	5,583 円)

当期		
自 平成20年 7月 1日		
至 平成20年11月26日		
1 分配金の計算過程		
平成20年7月 1 日から平成20年8月26日まで		
当該期末における分配対象金額407,555円(10,000口当たり16円)のうち、246,188円(10,000口当たり10円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	267,162 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	140,393 円
分配準備積立金額	D	— 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	407,555 円
当ファンドの期末残存口数	F	246,188,722 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	16 円
10,000口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	246,188 円
平成20年 8 月27日から平成20年11月26日まで		
当該期末における分配対象金額788,812円(10,000口当たり26円)のうち、645,013円(10,000口当たり22円)を分配金額としております。		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	555,455 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	212,383 円
分配準備積立金額	D	20,974 円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	788,812 円
当ファンドの期末残存口数	F	293,188,108 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	26 円
10,000口当たり分配金額	H	22 円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	645,013 円

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

1 元本の移動

当期 自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日
期首元本額 — 円 期中追加設定元本額 293,188,108 円 期中一部解約元本額 — 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	当期 自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日	
種類	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	163,636,507	△121,259,186
合計	163,636,507	△121,259,186

3 デリバティブ取引関係

当期(自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)

該当事項はございません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成20年11月26日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成20年11月26日現在）

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド		163,636,507	
親投資信託受益証券 計	銘柄数：1		163,636,507	
	組入時価比率：100.0%		100%	
合計			163,636,507	

（注） 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド

当ファンドは「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成20年11月26日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	4,922
コール・ローン	4,708,416
株式	221,389,200
未収配当金	470,079
未収利息	45
流動資産合計	226,572,662
資産合計	226,572,662

負債の部	
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	403,458,356
剰余金	
期末欠損金	176,885,694
純資産合計	226,572,662
負債・純資産合計	226,572,662

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成20年11月26日	
1 期首(設定日)	平成20年 7月 1日
期首元本額	— 円
期首より平成20年11月26日までの期中追加設定元本額	414,162,665 円
期首より平成20年11月26日までの期中一部解約元本額	10,704,309 円
期末元本額	403,458,356 円

期末元本額の内訳＊

ノムラ・グローバル・リーダーズ(資産成長型)	13,165,586 円
ノムラ・グローバル・リーダーズ(年4回分配型)	98,917,223 円
ノムラF0Fs用グローバル・リーダーズ・ファンド (適格機関投資家専用)	291,375,547 円

2 元本の欠損の額 176,885,694 円

3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額 0.5616 円

(10,000口当たり純資産額 5,616 円)

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成20年11月26日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	TRANSOCEAN INC	400	63.51	25,404.00	
	APACHE CORPORATION	334	73.67	24,605.78	
	CONOCOPHILLIPS	672	51.23	34,426.56	
	DEVON ENERGY CORP	377	73.07	27,547.39	
	EXXON MOBIL CORP	722	78.11	56,395.42	
	PEABODY ENERGY CO	804	21.89	17,599.56	
	AIRGAS INC	1,057	33.58	35,494.06	
	PRAXAIR INC	545	58.86	32,078.70	
	SIGMA-ALDRICH	980	40.98	40,160.40	
	FREEMONT-MCMORAN COPPER & GOLD	825	23.06	19,024.50	
	LOCKHEED MARTIN	574	73.03	41,919.22	
	GENERAL ELEC CO	2,300	15.77	36,271.00	
	MCDONALD'S CORP	1,073	56.81	60,957.13	
	DISNEY (WALT) CO	1,851	22.03	40,777.53	
	TIME WARNER INC	3,791	8.35	31,654.85	
	CVS CAREMARK CORP	1,116	27.81	31,035.96	
	PEPSICO INC	845	54.00	45,630.00	
	ALTRIA GROUP INC	2,200	15.80	34,760.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,204	41.20	49,604.80	
	EXPRESS SCRIPTS INC-COMMON	700	54.79	38,353.00	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	1,287	40.42	52,020.54	
	JOHNSON & JOHNSON	1,200	58.70	70,440.00	

	PFIZER INC	2,600	15.94	41,444.00	
	WELLS FARGO CO	1,992	26.95	53,684.40	
	BANK OF AMERICA CORP	1,347	14.80	19,935.60	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,500	29.77	44,655.00	
	MOODYS CORP	1,308	19.98	26,133.84	
	EBAY INC	1,433	12.88	18,457.04	
	MICROSOFT CORP	2,116	19.99	42,298.84	
	SYMANTEC CORP	2,500	11.58	28,950.00	
	CISCO SYSTEMS	2,242	15.42	34,571.64	
	DELL INC	2,108	10.42	21,965.36	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	318	80.65	25,646.70	
	INTEL CORP	3,100	13.13	40,703.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	1,900	30.58	58,102.00	
	EXELON CORPORATION	605	53.88	32,597.40	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,500	21.37	32,055.00	
	BANK OF NEWYORK MELLON CORP	2,022	29.75	60,154.50	
計	銘柄数：38			1,427,514.72	
				(135,571,072)	
	組入時価比率：59.8%			61.2%	
英ポンド	BHP BILLITON PLC	2,200	10.51	23,122.00	
	RIO TINTO PLC-REG	452	15.50	7,006.00	
	XSTRATA PLC	1,132	8.35	9,452.20	
	REED ELSEVIER PLC	3,006	5.27	15,841.62	
	CADBURY PLC	2,792	5.40	15,090.76	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,740	17.64	30,693.60	
	HSBC HOLDINGS PLC	3,174	6.89	21,892.66	
計	銘柄数：7			123,098.84	
				(18,016,746)	
	組入時価比率：8.0%			8.1%	
スイスフラン	NESTLE SA-REG	1,291	41.88	54,067.08	
	ROCHE HOLDINGS (GENUSSCHEINE)	310	163.00	50,530.00	
	ZURICH FINANCIAL SERVICES	258	212.90	54,928.20	
計	銘柄数：3			159,525.28	
				(12,776,379)	
	組入時価比率：5.6%			5.8%	
スウェーデンクローナ	ERICSSON LM-B	4,543	54.80	248,956.40	
計	銘柄数：1			248,956.40	
				(2,980,008)	
	組入時価比率：1.3%			1.4%	

ノルウェークローネ	STATOILHYDRO ASA	1,200	115.50	138,600.00	
計	銘柄数：1			138,600.00	
				(1,894,662)	
	組入時価比率：0.8%			0.9%	
ユーロ	FINMECCANICA SPA	3,239	9.80	31,742.20	
	SIEMENS AG	507	47.66	24,163.62	
	TNT NV	1,570	15.73	24,696.10	
	ADIDAS AG	835	24.60	20,541.00	
	LUXOTTICA GROUP SPA	1,800	14.62	26,316.00	
	ACCOR SA	755	28.93	21,845.92	
	VIVENDI SA	1,011	21.54	21,781.99	
	ESSILOR INTERNATIONAL	1,196	30.51	36,495.94	
	DASSAULT SYSTEMES SA	620	27.97	17,341.40	
	TELEFONICA SA	2,499	15.56	38,884.44	
	E.ON AG	664	27.31	18,133.84	
	GDF SUEZ	666	32.76	21,821.49	
計	銘柄数：12			303,763.94	
				(37,511,808)	
	組入時価比率：16.6%			16.9%	
香港ドル	LI & FUNG LTD	16,000	13.54	216,640.00	
	ESPRIT HOLDING LTD	4,600	40.50	186,300.00	
計	銘柄数：2			402,940.00	
				(4,931,985)	
	組入時価比率：2.2%			2.2%	
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	27,000	2.16	58,320.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	26,000	2.47	64,220.00	
計	銘柄数：2			122,540.00	
				(7,706,540)	
	組入時価比率：3.4%			3.5%	
合計				221,389,200	
				(221,389,200)	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成20年11月26日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2. 住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、第1期計算期間(平成20年7月1日から平成20年11月26日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

財務諸表

住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第1期 (平成20年11月26日現在)
区 分	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	495,272
親投資信託受益証券	157,702,970
未収入金	1,630,000
未収利息	3
流動資産合計	159,828,245
資産合計	159,828,245
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,575,010
未払受託者報酬	25,363
未払委託者報酬	481,847
その他未払費用	4,178
流動負債合計	2,086,398
負債合計	2,086,398
純資産の部	
元本等	
元本	291,668,529
剰余金	

期末剰余金又は期末欠損金（△）	△133,926,682
元本等合計	157,741,847
純資産合計	157,741,847
負債・純資産合計	159,828,245

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)
区 分	金 額
営業収益	
受取利息	351
有価証券売買等損益	△123,782,114
営業収益合計	△123,781,763
営業費用	
受託者報酬	25,363
委託者報酬	481,847
その他費用	4,178
営業費用合計	511,388
営業利益又は営業損失（△）	△124,293,151
経常利益又は経常損失（△）	△124,293,151
当期純利益又は当期純損失（△）	△124,293,151
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,058,521
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,058,521
分配金	1,575,010
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△133,926,682

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第1期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)
1.資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2.その他	当ファンドの計算期間は、毎年5月27日から11月26日まで及び11月27日から翌年5月26日までであります。ただし、第1期計算期間は、約款に記載のとおり、平成20年7月1日(設定日)から平成20年11月26日までとなっております。
-------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 (平成20年11月26日現在)
1.期首元本額	151,100,000円
期中追加設定元本額	140,568,529円
期中一部解約元本額	— 円
期末元本額	291,668,529円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を133,926,682円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	291,668,529口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 1 期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)
分配金の計算過程	計算期間末における、経費控除後の配当等収益(1,326,178円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(260,221円)及び分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は1,586,399円(1万口当たり54円39銭)であり、うち1,575,010円(1万口当たり54円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

第1期（平成20年11月26日現在）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	157,702,970	△122,330,342
合 計	157,702,970	△122,330,342

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

I取引の状況に関する事項

第 1 期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)
該当事項はありません。

II取引の時価等に関する事項

第 1 期 (平成20年11月26日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の 給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

第 1 期 (平成20年11月26日現在)
1口当たり純資産額 =0.5408円

(4)附属明細表(平成20年11月26日現在)

1)有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
親投資信託 受益証券	住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド	288,992,066	157,702,970
合 計		288,992,066	157,702,970

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）」は、「住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド」の受益証券です。

「住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年11月26日現在)
区 分	金 額
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,495,805
株式	124,981,100
未収入金	7,948,764
未収配当金	1,403,100
未収利息	209
前払金	3,545,000
差入委託証拠金	3,150,000
流動資産合計	168,523,978
資産合計	168,523,978
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,172,520
未払金	5,019,391
未払解約金	1,630,000
流動負債合計	10,821,911
負債合計	10,821,911
純資産の部	
元本等	
元本	288,992,066
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△131,289,999
元本等合計	157,702,067
純資産合計	157,702,067
負債・純資産合計	168,523,978

(注)「住信 グローバルプレーヤー日本株式 マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年5月27日から翌年5月26日までであり、「住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間とは異なっております。上記の表は、平成20年11月26日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成20年 7月 1日
--	----------------

	至 平成20年11月26日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	(2)先物取引 個別法に基づき、時価評価しております。 受取配当金 受取配当金は、原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成20年11月26日現在)
1.期首元本額	151,100,000円
期中追加設定元本額	141,306,422円
期中一部解約元本額	3,414,356円
期末元本額	288,992,066円
期末における元本額の内訳	
住信 FOFs用グローバルプレーヤー日本株式ファンド (適格機関投資家専用)	288,992,066円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を131,289,999円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	288,992,066口

(有価証券に関する注記)

当計算期間末(平成20年11月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株 式	124,981,100	60,549,629
合 計	124,981,100	60,549,629

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)

1.取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的

当ファンドは、約款に基づき投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における市場デリバティブ取引ならびに委託者が適当と認める外国金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

2.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制

当ファンドのデリバティブ取引には、市場リスクがあります。当ファンドが利用するデリバティブ取引は、約款に基づき、取引所取引のみであり、信用リスクはないものと考えられます。なお、デリバティブ取引の執行は、取引権限を定めた社内ルールに従い行っており、市場リスクの管理については、ポジションやリスク評価額を日々算出し、リスクをコントロールする体制としています。

3.取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

II取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種 類	(平成20年11月26日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち 1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	日経平均株価指数先物	19,080,000	—	16,280,000	△2,800,000
	TOPIX株価指数先物	9,455,000	—	8,085,000	△1,370,000
合 計		28,535,000	—	24,365,000	△4,170,000

(注)時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

- 1.原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成20年 7月 1日 至 平成20年11月26日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の 給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

(平成20年11月26日現在)
1口当たり純資産額 = 0.5457円

(3)附属明細表(平成20年11月26日現在)

1)有価証券明細表

①株式

銘 柄	株数 (株)	評価額	
		単価(円)	金額(円)
日揮	3,000	993.00	2,979,000
ヤクルト本社	800	1,799.00	1,439,200
セブン&アイ・ホールディングス	2,000	2,730.00	5,460,000
東レ	2,000	454.00	908,000
クラレ	4,000	752.00	3,008,000
信越化学工業	1,500	3,830.00	5,745,000
J S R	1,900	984.00	1,869,600
武田薬品工業	1,000	4,380.00	4,380,000
アステラス製薬	1,000	3,840.00	3,840,000
テルモ	1,000	4,090.00	4,090,000
第一三共	2,700	1,862.00	5,027,400
ブリヂストン	2,000	1,551.00	3,102,000
新日本製鐵	10,000	281.00	2,810,000
住友金属工業	17,000	226.00	3,842,000
日本製鋼所	1,000	930.00	930,000
住友電気工業	4,000	685.00	2,740,000
リンナイ	1,000	3,290.00	3,290,000
小松製作所	2,900	1,025.00	2,972,500
クボタ	9,000	539.00	4,851,000
日本電産	1,100	4,330.00	4,763,000
ソニー	2,200	1,857.00	4,085,400
キーエンス	200	15,380.00	3,076,000
シスメックス	700	3,270.00	2,289,000
スタンレー電気	3,000	1,157.00	3,471,000
ファナック	800	5,960.00	4,768,000
トヨタ自動車	1,800	2,985.00	5,373,000
ダイハツ工業	3,000	739.00	2,217,000
シマノ	1,400	3,310.00	4,634,000
オリンパス	2,000	1,805.00	3,610,000
キヤノン	1,000	2,820.00	2,820,000
任天堂	100	27,540.00	2,754,000
三井物産	5,000	725.00	3,625,000
三菱商事	1,000	1,055.00	1,055,000
ユニ・チャーム	600	6,730.00	4,038,000

三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,000	498.00	2,988,000
東京海上ホールディングス	1,000	2,275.00	2,275,000
商船三井	5,000	445.00	2,225,000
近鉄エクスプレス	1,000	1,631.00	1,631,000
合 計	104,700	—	124,981,100

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載しておりますので、ここでは省略しております。

3. アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に準じて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3期中間計算期間（平成20年5月30日から平成20年11月29日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）

(1) 中間貸借対照表

（単位：円）

	第3期中間計算期間末 (平成20年11月29日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,000,000
親投資信託受益証券	3,084,091,240
未収入金	23,000,000
未収利息	19
流動資産合計	3,111,091,259
資産合計	3,111,091,259
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	2,292,420
未払委託者報酬	23,497,239
その他未払費用	279,888

流動負債合計	26,069,547
負債合計	26,069,547
純資産の部	
元本等	
元本	5,375,299,752
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△2,290,278,040
（分配準備積立金）	771,946,564
純資産合計	3,085,021,712
負債純資産合計	3,111,091,259

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期中間計算期間 (自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日)
営業収益	
受取利息	143
有価証券売買等損益	△4,535,750,348
営業収益合計	△4,535,750,205
営業費用	
受託者報酬	2,292,420
委託者報酬	23,497,239
その他費用	279,888
営業費用合計	26,069,547
営業利益又は営業損失（△）	△4,561,819,752
経常利益又は経常損失（△）	△4,561,819,752
中間純利益又は中間純損失（△）	△4,561,819,752
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△98,433,308
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,276,698,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,590,317
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	80,325,561
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	23,264,756
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△2,290,278,040

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第3期中間計算期間 (自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成20年5月30日から平 成21年5月29日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成20年5月30日から平 成20年11月29日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期中間計算期間末 (平成20年11月29日現在)	
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	5,375,299,752口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	2,290,278,040円
3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額	0.5739円
(10,000口当たり純資産額)	5,739円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間 (自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日)	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の 中から 支弁している額	一円

(重要な後発事象に関する注記)

第3期中間計算期間 (自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日)	
該当事項はございません。	

(その他の注記)

1. 元本の移動

第3期中間計算期間 (自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日)	
期首元本額	5,002,269,152円
期中追加設定元本額	555,946,600円
期中一部解約元本額	182,916,000円

2. デリバティブ取引関係

第3期中間計算期間（自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日）

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「ABエマージング・グロース株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「ABエマージング・グロース株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

対象年月日	(平成20年11月29日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	140,282,369
コール・ローン	65,326
株式	4,046,561,556
オプション証券等	42,634,042
派生商品評価勘定	32,504
未収入金	73,176,405
未収配当金	6,495,519
流動資産合計	4,309,247,721
資産合計	4,309,247,721
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	79,919
未払金	70,927,343
未払解約金	23,000,000
流動負債合計	94,007,262
負債合計	94,007,262
純資産の部	
元本等	
元本	5,997,157,668
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,781,917,209
純資産合計	4,215,240,459
負債純資産合計	4,309,247,721

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年 5月30日 至 平成20年11月29日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式・オプション証券等 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	当該親投資信託の貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成20年11月29日現在であります。 なお、当該親投資信託の直近の計算期間は、平成18年12月21日から平成19年12月20日までとなっております。

(その他の注記)

(平成20年11月29日現在)	
1. 元本の移動	
期首	平成20年5月30日
期首元本額	5,733,949,457 円
平成20年5月30日より平成20年11月29日までの期中追加設定元本額	442,015,086 円
平成20年5月30日より平成20年11月29日までの期中一部解約元本額	178,806,875 円
期末元本額	5,997,157,668 円
期末元本額の内訳 *	
適格機関投資家私募 A Bエマージング・グロース株式ファンドー F	1,609,490,517 円
アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド (適格機関投資家専用)	4,387,667,151 円
2. 元本の欠損	1,781,917,209 円
3. 平成20年11月29日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.7029 円
(10,000口当たり純資産額)	7,029 円)

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

4. 住信 FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド（適格機関投資家専用）

当ファンドは、当中間計算期間（平成20年7月1日から平成20年12月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

中間財務諸表

住信 FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンド（適格機関投資家専用）

(1)中間貸借対照表

(単位：円)

	当中間計算期間末 (平成20年12月30日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	300,001
親投資信託受益証券	82,379,756
流動資産合計	82,679,757
資産合計	82,679,757
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	10,156
未払委託者報酬	248,666
その他未払費用	2,471
流動負債合計	261,293
負債合計	261,293
純資産の部	
元本等	
元本	212,372,734
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△129,954,270
元本等合計	82,418,464
純資産	82,418,464
負債純資産合計	82,679,757

(2)中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年12月30日)
営業収益	
受取利息	1
有価証券売買等損益	△100,420,245
営業収益合計	△100,420,244
営業費用	
受託者報酬	10,156
委託者報酬	248,666
その他費用	2,471
営業費用合計	261,293

営業利益又は営業損失（△）	△100,681,537
経常利益又は経常損失（△）	△100,681,537
中間純利益又は中間純損失（△）	△100,681,537
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,272,733
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,272,733
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△129,954,270

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間計算期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年12月30日)
資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	当中間計算期間末 (平成20年12月30日現在)
1.期首元本額	43,100,000円
期中追加設定元本額	169,272,734円
期中一部解約元本額	—
中間期末元本額	212,372,734円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を129,954,270円下回っております。
3.中間計算期間末日における受益権の総数	212,372,734口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 (自 平成20年 7月 1日 至 平成20年12月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

Ⅱ取引の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (平成20年12月30日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

当中間計算期間末 (平成20年12月30日現在)
1口当たり純資産額 = 0.3881円

(参考)

「住信 FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「住信 グローバル・コモディティ（米ドル建て） マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべてマザーファンドの受益証券です。

「住信 グローバル・コモディティ（米ドル建て） マザーファンド」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 グローバル・コモディティ（米ドル建て） マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成20年12月30日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	1,183,479
コール・ローン	6,849
社債券	80,378,283
未収利息	801,542
流動資産合計	82,370,153
資産合計	82,370,153
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	211,447,013
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△129,076,860

元本等合計	82,370,153
純資産	82,370,153
負債純資産合計	82,370,153

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成20年 7月 1日 至 平成20年12月30日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(1)社債券 移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価格、価格情報会社の提供する価格又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (2)外国為替予約 個別法に基づき、時価評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成20年12月30日現在)
1.期首元本額	43,100,000円
期中追加設定元本額	169,136,695円
期中一部解約元本額	789,682円
期末元本額	211,447,013円
期末元本額の内訳	
住信 FOFs用グローバル・コモディティ(米ドル建て)・ファンド（適格機関投資家専用）	211,447,013円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を129,076,860円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	211,447,013口

(デリバティブ取引に関する注記)

Ⅱ取引の時価等に関する事項

(平成20年12月30日現在)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(平成20年12月30日現在)

1口当たり純資産額 = 0.3896円

5. JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第2特定期間（平成19年11月27日から平成20年5月26日まで）及び第3特定期間（平成20年5月27日から平成20年11月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表

JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前期 (平成20年5月26日現在)	当期 (平成20年11月26日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		12,676,121,989	8,599,995,907
流動資産合計		12,676,121,989	8,599,995,907
資産合計		12,676,121,989	8,599,995,907
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		67,015,517	69,070,756
未払受託者報酬		306,456	224,648
未払委託者報酬		7,252,741	5,316,721
その他未払費用		204,293	149,759
流動負債合計		74,779,007	74,761,884
負債合計		74,779,007	74,761,884
純資産の部			
元本等			

元本	※ 1	14,892,337,292	15,015,381,874
剰余金			
期末欠損金		2,290,994,310	6,490,147,851
（うち分配準備積立金）		(11,257,844)	(18,617)
剰余金合計	※ 2	△2,290,994,310	△6,490,147,851
元本等合計		12,601,342,982	8,525,234,023
純資産合計		12,601,342,982	8,525,234,023
負債・純資産合計		12,676,121,989	8,599,995,907

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	当期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		96,277,397	△3,498,513,144
営業収益合計		96,277,397	△3,498,513,144
営業費用			
受託者報酬		1,978,233	1,877,202
委託者報酬	※ 1	46,818,027	44,427,047
その他費用		1,318,763	1,251,406
営業費用合計		50,115,023	47,555,655
営業利益金額		46,162,374	—
営業損失金額		—	3,546,068,799
経常利益金額		46,162,374	—
経常損失金額		—	3,546,068,799
当期純利益金額		46,162,374	—
当期純損失金額		—	3,546,068,799
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	15,103,843
期首欠損金		1,534,058,634	2,290,994,310
欠損金減少額		—	139,784,168
（当期一部解約に伴う欠損金減少額）		(—)	(139,784,168)
欠損金増加額		142,572,365	176,602,014
（当期追加信託に伴う欠損金増加額）		(142,572,365)	(176,602,014)
分配金	※ 2	660,525,685	631,370,739
期末欠損金		2,290,994,310	6,490,147,851

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	当期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
----	--	--

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
-----------------	---	-----------------

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成20年5月26日現在)	当期 (平成20年11月26日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	13,604,714,923円	14,892,337,292円
期中追加設定元本額	1,287,622,369円	1,184,382,022円
期中一部解約元本額	－円	1,061,337,440円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,290,994,310円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,490,147,851円であります。
※3 特定期間末日における受益権の総数	14,892,337,292口	15,015,381,874口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成19年11月27日 至 平成20年5月26日)	当期 (自 平成20年5月27日 至 平成20年11月26日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%を乗じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程		
	(自 平成19年11月27日 至 平成19年12月26日)	(自 平成20年5月27日 至 平成20年6月26日)
費用控除後の配当等収益額	44,906,170円	140,895,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	8,836,537円	15,754,940円
分配準備積立金額	15,796,399円	11,212,838円
当ファンドの分配対象収益額	69,539,106円	167,862,868円
当ファンドの期末残存口数	14,016,226,229口	14,884,816,084口
1万口当たり収益分配対象額	49.61円	112.77円
1万口当たり分配金額	45.00円	70.00円
収益分配金金額	63,073,018円	104,193,712円
	(自 平成19年12月27日 至 平成20年1月28日)	(自 平成20年6月27日 至 平成20年7月28日)
費用控除後の配当等収益額	324,476,977円	199,602,109円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	10,277,504円	20,838,390円
分配準備積立金額	12,310円	45,700,857円
当ファンドの分配対象収益額	334,766,791円	266,141,356円
当ファンドの期末残存口数	14,336,780,600口	14,668,905,573口
1万口当たり収益分配対象額	233.50円	181.43円
1万口当たり分配金額	100.00円	70.00円

収益分配金金額	143,367,806円 (自 平成20年 1 月29日 至 平成20年 2 月26日)	102,682,339円 (自 平成20年 7 月29日 至 平成20年 8 月26日)
費用控除後の配当等収益額	79,657,876円	80,214,483円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	－円	－円
収益調整金額	12,623,789円	23,923,952円
分配準備積立金額	181,121,481円	142,620,627円
当ファンドの分配対象収益額	273,403,146円	246,759,062円
当ファンドの期末残存口数	14,486,215,160口	14,893,932,079口
1万口当たり収益分配対象額	188.73円	165.67円
1万口当たり分配金額	150.00円	70.00円
収益分配金金額	217,293,227円 (自 平成20年 2 月27日 至 平成20年 3 月26日)	104,257,524円 (自 平成20年 8 月27日 至 平成20年 9 月26日)
費用控除後の配当等収益額	91,466,280円	76,586,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	－円	－円
収益調整金額	13,930,805円	26,258,335円
分配準備積立金額	43,486,130円	116,719,226円
当ファンドの分配対象収益額	148,883,215円	219,563,767円
当ファンドの期末残存口数	14,670,755,829口	14,878,881,066口
1万口当たり収益分配対象額	101.48円	147.56円
1万口当たり分配金額	45.00円	80.00円
収益分配金金額	66,018,401円 (自 平成20年 3 月27日 至 平成20年 4 月28日)	119,031,048円 (自 平成20年 9 月27日 至 平成20年10月27日)
費用控除後の配当等収益額	74,271,975円	67,913,874円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	－円	－円
収益調整金額	15,167,361円	27,920,174円
分配準備積立金額	68,934,009円	73,978,786円
当ファンドの分配対象収益額	158,373,345円	169,812,834円
当ファンドの期末残存口数	14,822,530,858口	15,015,381,874口
1万口当たり収益分配対象額	106.84円	113.09円
1万口当たり分配金額	70.00円	88.00円
収益分配金金額	103,757,716円 (自 平成20年 4 月29日 至 平成20年 5 月26日)	132,135,360円 (自 平成20年10月28日 至 平成20年11月26日)
費用控除後の配当等収益額	38,825,093円	57,695,396円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	－円	－円
収益調整金額	15,503,049円	27,920,174円
分配準備積立金額	39,448,268円	9,757,300円
当ファンドの分配対象収益額	93,776,410円	95,372,870円
当ファンドの期末残存口数	14,892,337,292口	15,015,381,874口
1万口当たり収益分配対象額	62.96円	63.51円
1万口当たり分配金額	45.00円	46.00円

収益分配金金額	67,015,517円	69,070,756円
---------	-------------	-------------

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 (平成20年5月26日現在)		当期 (平成20年11月26日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	12,676,121,989	△49,984,459	8,599,995,907	574,942,899
合計	12,676,121,989	△49,984,459	8,599,995,907	574,942,899

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区分	前期 (平成20年5月26日現在)	当期 (平成20年11月26日現在)
1口当たりの純資産額	0.8462円	0.5678円
(1万口当たりの純資産額)	(8,462円)	(5,678円)

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成20年11月26日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）	11,498,858,013	8,599,995,907	
合計			11,498,858,013	8,599,995,907	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

区分	注記 番号	(平成20年 5 月26日現在)	(平成20年11月26日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		2,647,317,940	7,884,269,725
コール・ローン		933,962,595	741,957,826
国債証券		54,232,900,516	45,079,677,398
特殊債券		207,630,720	174,788,150
社債券		6,557,290,300	4,315,076,158
未収利息		840,366,947	1,188,065,996
前払費用		220,174,818	289,998,124
流動資産合計		65,639,643,836	59,673,833,377
資産合計		65,639,643,836	59,673,833,377
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		814,342	273,130,240
未払金		625,096,521	—
未払解約金		3,016,662	30,150,334
流動負債合計		628,927,525	303,280,574
負債合計		628,927,525	303,280,574
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	62,056,774,632	79,385,702,391
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		2,953,941,679	△20,015,149,588
剰余金合計	※ 2	2,953,941,679	△20,015,149,588
元本等合計		65,010,716,311	59,370,552,803
純資産合計		65,010,716,311	59,370,552,803
負債・純資産合計		65,639,643,836	59,673,833,377

（注）「JPM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年2月16日から8月15日、及び8月16日から翌年2月15日までであり、当ファンドの特定期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成20年5月26日及び平成20年11月26日における同親投資信託の状況であります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	(自 平成19年11月27日 至 平成20年 5 月26日)	(自 平成20年 5 月27日 至 平成20年11月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として 時価で評価しております。	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として 時価で評価しております。

	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3)時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約取引の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成20年5月26日現在）	（平成20年11月26日現在）
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	46,339,761,299円	62,056,774,632円
期中追加設定元本額	20,017,743,069円	27,454,510,098円
期中解約元本額	4,300,729,736円	10,125,582,339円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（毎月決算型）	45,559,348,158円	63,348,493,552円
JPM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	12,100,154,629円	11,498,858,013円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンドVA（適格機関投資家専用）	3,528,563,792円	4,451,996,677円
JPM新興国現地通貨ソブリン・ファンド（適格機関投資家転売制限付）	868,708,053円	86,354,149円
合 計	62,056,774,632円	79,385,702,391円
※2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,015,149,588円であります。
※3 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	62,056,774,632口	79,385,702,391口

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成20年5月26日現在）		（平成20年11月26日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	54,232,900,516	△1,263,715,058	45,079,677,398	△2,573,918,425
特殊債券	207,630,720	△612,480	174,788,150	△11,724,329
社債券	6,557,290,300	△247,701,793	4,315,076,158	△1,533,877,497
合 計	60,997,821,536	△1,512,029,331	49,569,541,706	△4,119,520,251

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区分	（自 平成19年11月27日 至 平成20年5月26日）	（自 平成20年5月27日 至 平成20年11月26日）
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	同左

2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避及び効率的な運用に資することを目的としております。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成20年5月26日現在）				（平成20年11月26日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	510,000,000	—	509,185,658	△814,342	3,094,014,000	—	2,865,409,760	△228,604,240
	売建 新トルコ・リラ	—	—	—	—	3,094,014,000	—	3,138,540,000	△44,526,000
合計		510,000,000	—	509,185,658	△814,342	6,188,028,000	—	6,003,949,760	△273,130,240

（注）1. 為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. 評価損益は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区分	(平成20年５月26日現在)	(平成20年11月26日現在)
１口当たりの純資産額	1.0476円	0.7479円
(１万口当たりの純資産額)	(10,476円)	(7,479円)

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表（平成20年11月26日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アルゼンチンペソ	ARGENTINE GOVT10.5%JUN12		20,590,000.00	6,994,909.43	
	計	銘柄数：	1	20,590,000.00	6,994,909.43	
					(199,215,020)	
		組入時価比率：	0.3%		0.4%	
	メキシコペソ	MEXICO GOVT9% DEC09 M17		275,000,000.00	276,725,728.12	
		MEXICO GOVT9.5%DEC14 M10		760,060,000.00	766,754,845.60	
		MEXICO GOVT10% DEC24 M20		652,960,000.00	684,360,275.05	
		MEXICO GOVT7.75%DEC17M10		43,088,200.00	38,963,145.78	
	計	銘柄数：	4	1,731,108,200.00	1,766,803,994.55	
					(12,720,988,760)	
		組入時価比率：	21.4%		25.6%	
	ブラジルリアル	BRAZIL 10% JAN12 NTN		20,000,000.00	17,993,109.12	
		BRAZIL 10% JAN17 NTN		47,000,000.00	34,596,886.82	
		BRAZIL 12.5% JAN22		6,000,000.00	5,181,000.00	
		BRAZIL 6% MAY17 NTNB		13,940,000.00	20,013,777.43	
	計	銘柄数：	4	86,940,000.00	77,784,773.37	
					(3,172,063,058)	
		組入時価比率：	5.3%		6.4%	
	コロンビアペソ	COLOMBIA GOVT 12% OCT15		33,393,000,000.00	32,629,302,090.00	
	計	銘柄数：	1	33,393,000,000.00	32,629,302,090.00	
					(1,311,697,944)	
		組入時価比率：	2.2%		2.6%	
	ペルーヌエボソル	PERU GOVT 8.2% AUG26		1,500,000.00	1,474,767.37	
		PERU GOVT 9.91% MAY15		1,374,000.00	1,500,332.77	
		PERU GOVT6.9% AUG37 REGS		74,615,000.00	61,327,859.26	
	計	銘柄数：	3	77,489,000.00	64,302,959.40	
					(1,958,025,113)	
		組入時価比率：	3.3%		4.0%	

	ウルグアイペソ	URUGUAY GOVT 5% SEP18		44,700,000.00	36,687,972.00	
	計	銘柄数：	1	44,700,000.00	36,687,972.00	
					(147,118,767)	
		組入時価比率：	0.2%		0.3%	
	新トルコ・リラ	TURKEY FLT JAN11 182R		33,530,000.00	33,831,769.97	
		TURKEY GOVT 16% MAR12		110,055,000.00	98,130,403.18	
	計	銘柄数：	2	143,585,000.00	131,962,173.15	
					(7,946,762,067)	
		組入時価比率：	13.4%		16.0%	
	ハンガリーフォリント	HUNGARY 7.25% JUN12 12/B		4,480,160,000.00	3,844,953,954.88	
		HUNGARY 8% FEB15 15/A		7,902,000,000.00	6,512,038,200.00	
		HUNGARY 8.25% OCT09 09/D		500,000,000.00	482,350,000.00	
	計	銘柄数：	3	12,882,160,000.00	10,839,342,154.88	
					(5,121,589,168)	
		組入時価比率：	8.6%		10.3%	
	ポーランドズロチ	POLAND 5.75% SEP22 0922		32,180,000.00	30,728,682.00	
		POLAND 6.25% OCT15 1015		123,920,000.00	124,539,600.00	
	計	銘柄数：	2	156,100,000.00	155,268,282.00	
					(5,046,219,165)	
		組入時価比率：	8.5%		10.2%	
	マレーシアリングgit	MALAYSIA 7% MAR09 1/89		5,000,000.00	5,049,451.25	
		MALAYSIA4.709%SEP26 2/06		6,600,000.00	6,790,906.23	
		MALAYSIAN GOV 3.833%1/01		75,275,000.00	76,404,125.00	
	計	銘柄数：	3	86,875,000.00	88,244,482.48	
					(2,313,770,330)	
		組入時価比率：	3.9%		4.7%	
	エジプトポンド	EGYPT GOVT8.75%JUL12REGS		101,400,000.00	82,759,891.50	
	計	銘柄数：	1	101,400,000.00	82,759,891.50	
					(1,419,332,139)	
		組入時価比率：	2.4%		2.9%	
	南アフリカランド	S.AFRICA 13% AUG10 R153		358,735,000.00	384,994,402.00	
	計	銘柄数：	1	358,735,000.00	384,994,402.00	
					(3,722,895,867)	
		組入時価比率：	6.3%		7.5%	
	小計				45,079,677,398	
					(45,079,677,398)	
特殊債券	ナイジェリアナイラ	AFRICAN DEV BANK 9% NGN\$		232,000,000.00	215,787,840.00	
	計	銘柄数：	1	232,000,000.00	215,787,840.00	
					(174,788,150)	
		組入時価比率：	0.3%		0.4%	
	小計				174,788,150	

					(174,788,150)	
社債券	アメリカドル	BACR VAR GHS APR10 CLN		1,150,000.00	783,115.50	
		CITI 0% EGP JAN09 CLN		1,300,000.00	1,370,421.00	
		CITI 10.25 UGX NOV10 CLN		4,750,000.00	3,763,425.00	
		CITI 9.5% NGN DEC10 CLN		4,400,000.00	3,916,748.00	
		CITI VAR DOP JAN10 CLN		5,000,000.00	4,156,000.00	
		CITI VAR DOP JAN13 CLN		4,500,000.00	3,483,900.00	
		CITI VAR DOP MAR12 CLN		5,325,000.00	3,895,237.50	
		CITI VAR GHS JUN10 CLN A		4,000,000.00	2,730,000.00	
		CITI VAR GHS JUN12 CLN		2,694,000.00	1,604,007.60	
		CITI VAR IDR AUG18 CLN		6,167,770.00	2,875,414.37	
		CITI VAR IDR JUN21 CLN		6,000,000.00	2,746,740.00	
		CITI VAR NGN DEC10 CLN A		3,380,000.00	3,374,186.40	
		CITI VAR RUB JUL12 CLN		10,000,000.00	5,640,000.00	
		CITI VAR UGX MAR11 CLN		320,000.00	235,104.00	
		DB VAR IDR 20JUL18 CLN		4,660,000.00	3,677,998.20	
		DB VAR IDR 22JUL18 CLN A		1,500,000.00	1,183,905.00	
	計	銘柄数：	16	65,146,770.00	45,436,202.57	
					(4,315,076,158)	
		組入時価比率：	7.3%		8.7%	
	小計				4,315,076,158	
					(4,315,076,158)	
	合計				49,569,541,706	
					(49,569,541,706)	

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 II 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

6. 住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

(1)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成します。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第2期特定期間(平成19年11月27日から平成20年5月26日まで) 及び第3期特定期間(平成20年5

月27日から平成20年11月26日まで)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第2期特定期間末 (平成20年5月26日現在)	第3期特定期間末 (平成20年11月26日現在)
区 分	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	105,004,599	120,000,910
親投資信託受益証券	23,657,980,939	16,897,841,305
未収入金	30,000,000	—
未収利息	1,392	916
流動資産合計	23,792,986,930	17,017,843,131
資産合計	23,792,986,930	17,017,843,131
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	123,552,982	84,360,390
未払受託者報酬	381,972	293,882
未払委託者報酬	7,066,496	5,436,798
その他未払費用	95,483	73,460
流動負債合計	131,096,933	90,164,530
負債合計	131,096,933	90,164,530
純資産の部		
元本等		
元本	25,740,204,705	24,811,879,627
剰余金		
期末欠損金	2,078,314,708	7,884,201,026
剰余金合計	△2,078,314,708	△7,884,201,026
元本等合計	23,661,889,997	16,927,678,601
純資産合計	23,661,889,997	16,927,678,601
負債・純資産合計	23,792,986,930	17,017,843,131

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第2期特定期間 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	第3期特定期間 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
区 分	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	52,524	37,126
有価証券売買等損益	266,055,294	△5,109,693,590
営業収益合計	266,107,818	△5,109,656,464
営業費用		
受託者報酬	2,405,614	2,273,111
委託者報酬	44,503,761	42,052,495
その他費用	601,343	568,218
営業費用合計	47,510,718	44,893,824
営業利益	218,597,100	—
営業損失	—	5,154,550,288
経常利益	218,597,100	—
経常損失	—	5,154,550,288
当期純利益	218,597,100	—
当期純損失	—	5,154,550,288
一部解約に伴う当期純損失分配額	—	610,257
期首欠損金	1,365,968,537	2,078,314,708
欠損金減少額	—	168,702,176
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)	(—)	(168,702,176)
欠損金増加額	166,872,453	171,716,271
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)	(166,872,453)	(171,716,271)
分配金	764,070,818	647,711,678
期末欠損金	2,078,314,708	7,884,201,026

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第2期特定期間 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	第3期特定期間 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証 券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第2期特定期間末 (平成20年5月26日現在)	第3期特定期間末 (平成20年11月26日現在)
--	----------------------------	-----------------------------

1.期首元本額	23,193,332,250円	25,740,204,705円
期中追加設定元本額	2,546,872,455円	1,773,408,162円
期中一部解約元本額	—	2,246,221,358円
期末元本額	25,740,204,705円	24,811,879,627円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を 2,078,314,708円下回っており ます。	純資産額は、元本を 7,884,201,026円下回っており ます。
3.特定期間末日における受益権の総数	25,740,204,705円	24,811,879,627円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第2期特定期間 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	第3期特定期間 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
分配金の計算過程	平成19年11月27日から平成19年12月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(117,617,695円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(56,362,774円)及び分配準備積立金(14,540,385円)により、分配対象収益は188,520,854円(1万口当たり78円61銭)であり、うち143,877,464円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 平成19年12月27日から平成20年1月28日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(118,453,246円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(11,763,157円)及び分配準備積立金(36,239,771円)により、分配対象収益は166,456,174円(1万口当たり67円67銭)であり、うち122,981,223円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	平成20年5月27日から平成20年6月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(129,550,363円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(1,769,458円)及び分配準備積立金(7,021,882円)により、分配対象収益は138,341,703円(1万口当たり53円77銭)であり、うち115,757,717円(1万口当たり45円)を分配金額としております。なお、当期の課税対象収益分配金に加算する外国所得税額は0円です。 平成20年6月27日から平成20年7月28日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(128,919,682円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(3,810,854円)及び分配準備積立金(19,128,649円)により、分配対象収益は151,859,185円(1万口当たり62円94銭)であり、うち108,563,949円(1万口当たり45円)を分配金額としております。なお、当期の課税対象収益分配金に加算する外国所得税額は0円です。

平成20年1月29日から平成20年2月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(114,246,905円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(13,434,988円)及び分配準備積立金(31,711,794円)により、分配対象収益は159,393,687円(1万口当たり64円01銭)であり、うち124,506,048円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 平成20年2月27日から平成20年3月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(105,651,687円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(14,665,042円)及び分配準備積立金(21,452,651円)により、分配対象収益は141,769,380円(1万口当たり56円11銭)であり、うち126,322,762円(1万口当たり50円)を分配金額としております。 平成20年3月27日から平成20年4月28日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(130,903,486円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(8,574,577円)及び分配準備積立金(8,360,942円)により、分配対象収益は147,839,005円(1万口当たり57円77銭)であり、うち122,830,339円(1万口当たり48円)を分配金額としております。 平成20年4月29日から平成20年5月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(106,454,061円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(8,960,261円)及び分配準備積立金(16,434,089円)により、分配対象収益は131,848,411円(1万口当たり51円22銭)であり、うち123,552,982円(1万口当たり48円)を分配金額としております。	平成20年7月29日から平成20年8月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(102,745,607円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(5,506,750円)及び分配準備積立金(39,484,382円)により、分配対象収益は147,736,739円(1万口当たり60円47銭)であり、うち109,927,784円(1万口当たり45円)を分配金額としております。なお、当期の課税対象収益分配金に加算する外国所得税額は0円です。 平成20年8月27日から平成20年9月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(105,174,165円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(7,149,853円)及び分配準備積立金(31,853,201円)により、分配対象収益は144,177,219円(1万口当たり58円86銭)であり、うち127,373,132円(1万口当たり52円)を分配金額としております。なお、当期の課税対象収益分配金に加算する外国所得税額は0円です。 平成20年9月27日から平成20年10月27日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(84,958,265円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(8,399,539円)及び分配準備積立金(9,623,208円)により、分配対象収益は102,981,012円(1万口当たり41円50銭)であり、うち101,728,706円(1万口当たり41円)を分配金額としております。なお、当期の課税対象収益分配金に加算する外国所得税額は0円です。 平成20年10月28日から平成20年11月26日までの計算期間末において、経費控除後の配当等収益(83,830,078円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買益(0円)、収益調整金(955,975円)及び分配準備積立金(296,331円)により、分配対象収益は85,082,384円(1万口当たり34円29銭)であり、うち84,360,390円(1万口当たり34円)を分配金額としております。なお、当期の課税対象収益分配金に加算する外国所得税額は0円です。
--	--

(有価証券に関する注記)

第2期特定期間末(平成20年5月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
-----	-------------	------------------------

親投資信託受益証券	23,657,980,939	17,336,616
合 計	23,657,980,939	17,336,616

第3期特定期間末(平成20年11月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	16,897,841,305	698,191,197
合 計	16,897,841,305	698,191,197

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

第2期特定期間 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	第3期特定期間 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

第2期特定期間末 (平成20年5月26日現在)	第3期特定期間末 (平成20年11月26日現在)
—	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期特定期間 (自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	第3期特定期間 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
当特定期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

第2期特定期間末 (平成20年5月26日現在)	第3期特定期間末 (平成20年11月26日現在)
1口当たり純資産額 = 0.9193円	1口当たり純資産額 = 0.6822円

(4) 附属明細表(平成20年11月26日現在)

1) 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)
親投資信託 受益証券	住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド	20,178,936,357	16,897,841,305
合 計		20,178,936,357	16,897,841,305

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」は、「住信 世界高格付インカム債券マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の受益証券です。

「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の状況

(1)貸借対照表

(単位 ： 円)

	(平成20年5月26日現在)	(平成20年11月26日現在)
区 分	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	335,084,051	742,963,289
コール・ローン	99,615,378	209,190,034
国債証券	26,046,237,024	17,428,065,993
地方債証券	6,405,652,471	4,411,627,161
特殊債券	23,976,402,588	16,800,681,352
派生商品評価勘定	915,000	—
未収入金	—	—
未収利息	1,105,912,435	744,467,245
前払費用	115,670,480	45,382,740
流動資産合計	58,085,489,427	40,382,377,814
資産合計	58,085,489,427	40,382,377,814
負債の部		
流動負債		

派生商品評価勘定	130,110	—
未払金	—	385,198,976
未払解約金	30,000,000	—
流動負債合計	30,130,110	385,198,976
負債合計	30,130,110	385,198,976
純資産の部		
元本等		
元本	53,177,746,642	47,761,694,873
剰余金		
剰余金	4,877,612,675	—
欠損金	—	7,764,516,035
剰余金合計	4,877,612,675	△7,764,516,035
元本等合計	58,055,359,317	39,997,178,838
純資産合計	58,055,359,317	39,997,178,838
負債・純資産合計	58,085,489,427	40,382,377,814

(注)「住信 世界高格付インカム債券 マザーファンド」の計算期間は、原則として毎年1月20日から翌年1月19日までであり、「住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド（適格機関投資家専用）」の計算期間とは異なっております。上記の表は平成20年5月26日及び平成20年11月26日現在の同マザーファンドの貸借対照表です。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	(自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	(自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券移動平均法(買付約定後、最初の利払日までは個別法)に基づき、時価評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者等の提示する価格、価格情報会社の提供する価格又は業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (2)外国為替予約個別法に基づき、時価評価しております。	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券同左 (2)外国為替予約同左

2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として我が国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。	同左
-----------------------	--	----

(貸借対照表に関する注記)

	(平成20年5月26日現在)	(平成20年11月26日現在)
1.期首元本額	53,609,585,852円	53,177,746,642円
期中追加設定元本額	1,716,847,882円	1,139,432,454円
期中一部解約元本額	2,148,687,092円	6,555,484,223円
期末元本額	53,177,746,642円	47,761,694,873円
期末における元本額の内訳		
住信 世界ダブルハイインカム (奇数月決算型)	31,506,975,423円	27,582,758,516円
住信 FOFs用世界高格付インカム債券ファンド (適格機関投資家専用)	21,670,771,219円	20,178,936,357円
2.元本の欠損	—	純資産額は、元本を7,764,516,035円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	53,177,746,642口	47,761,694,873口

(有価証券に関する注記)

当計算期間末(平成20年5月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	26,046,237,024	△684,587,954
地方債証券	6,405,652,471	△55,395,659
特殊債券	23,976,402,588	△278,217,439
合 計	56,428,292,083	△1,018,201,052

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

当計算期間末(平成20年11月26日現在)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	17,428,065,993	137,032,853
地方債証券	4,411,627,161	△68,038,477
特殊債券	16,800,681,352	794,260,092
合 計	38,640,374,506	863,254,468

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

(自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	(自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
1.取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的 当ファンドは、約款に基づき投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスク、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。 当ファンドの利用することができるデリバティブ取引は、先物取引(わが国の金融商品取引所における市場デリバティブ取引、金利に係る市場デリバティブ取引、通貨に係る市場デリバティブ取引ならびに外国金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引)、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引及び外国為替予約取引であります。 2.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 当ファンドのデリバティブ取引には、市場リスクと信用リスクがあります。デリバティブ取引の執行は、取引権限を定めた社内ルールに従い行っており、市場リスクの管理については、ポジションやリスク評価額を日々算出し、リスクをコントロールする体制としています。 3.取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1.取引の内容、取引に対する取組方法及び取引の利用目的 同左 2.取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制 同左

II 取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種 類	(平成20年5月26日現在)				(平成20年11月26日現在)			
		契約額等	うち 1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち 1年超	時 価	評価損益
市									

場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引 売 建 アメリカドル イギリスポンド	 52,500,000 61,219,890	 — —	 51,585,000 61,350,000	 915,000 △130,110	 — —	 — —	 — —	 — —
合 計		113,719,890	—	112,935,000	784,890	—	—	—	—

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち該当日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、該当日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年11月27日 至 平成20年 5月26日)	(自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月26日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。	同左

(1口当たり情報)

(平成20年5月26日現在)	(平成20年11月26日現在)
1口当たり純資産額 = 1.0917円	1口当たり純資産額 = 0.8374円

(3)附属明細表(平成20年11月26日現在)

1)有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
----	----	----	------	-----

国債証券	アメリカドル	ITALY 6.875% 09/27/23	4,000,000.00	4,783,255.50
		POLAND 6.25% 07/03/12	3,500,000.00	3,622,378.37
		T 11.25% 02/15/15	16,000,000.00	23,620,000.00
		T 7.625% 02/15/25	5,000,000.00	7,476,562.50
		T 8.0% 11/15/21	4,500,000.00	6,390,703.12
		T 8.75% 05/15/17	5,000,000.00	7,017,187.50
		T 9.125% 05/15/18	8,000,000.00	11,702,500.00
	小計		46,000,000.00	64,612,586.99 (6,136,257,386)
	イギリスポンド	FINL 11.5% 04/15/09	1,200,000.00	1,233,201.00
		FINL 9.375% 02/03/10	4,000,000.00	4,294,000.25
		SWED 9.75% 09/15/14	2,000,000.00	2,550,017.37
		UKT 8% 06/07/21	1,000,000.00	1,375,451.37
		UKT 8.75% 08/25/17	2,000,000.00	2,704,723.00
	小計		10,200,000.00	12,157,392.99 (1,779,356,038)
	スウェーデンクローナ	SGB 5% 12/01/20	5,000,000.00	5,920,150.62
		SGB 6.75% 05/05/14	15,000,000.00	17,990,525.62
	小計		20,000,000.00	23,910,676.24 (286,210,794)
	ノルウェークローネ	NGB 5.5% 05/15/09	30,000,000.00	30,115,747.50
		NGB 6% 05/16/11	25,000,000.00	26,535,503.12
		NGB 6.5% 05/15/13	80,000,000.00	89,739,810.00
	小計		135,000,000.00	146,391,060.62 (2,001,165,798)
	ポーランドズロチ	POLGB 5.75% 09/23/22	7,000,000.00	6,790,840.00
		POLGB 6% 05/24/09	12,000,000.00	11,950,920.00
		POLGB 6% 11/24/10	12,000,000.00	11,994,960.00
		POLGB 6.25% 10-24-15	35,000,000.00	35,350,896.87
	小計		66,000,000.00	66,087,616.87 (2,147,847,548)
	ユーロ	BGB 8 03/28/15	10,000,000.00	12,388,987.50
		BGB 8% 12/24/12	2,500,000.00	2,925,010.62
		BTPS 9% 11/01/23	4,500,000.00	6,584,621.62
		DBR 5.625% 01/04/28	2,500,000.00	3,001,468.43
		FRTR 8.5% 10/25/19	5,700,000.00	8,036,349.48
		FRTR 8.5% 12/26/12	5,500,000.00	6,650,202.62
		POLAND 6% 03/22/10	1,500,000.00	1,527,850.21
	小計		32,200,000.00	41,114,490.48 (5,077,228,429)
	国債証券計			(17,428,065,993)

地方債証券	アメリカドル	MP 7.5% 2/22/10	5,000,000.00	5,306,634.69
		ONT 5% 10/18/11	1,000,000.00	1,048,862.06
		SCDA 8% 02/01/13	4,000,000.00	4,752,580.50
		SCDA 9.125% 02/15/21	1,240,000.00	1,874,408.49
		SCDA 9.375% 12/15/20	1,500,000.00	2,299,336.50
	小計		12,740,000.00	15,281,822.24 (1,451,314,658)
	カナダドル	BRCOL 7.5% 06/09/14	7,000,000.00	8,275,891.74
		BRCOL 8.5% 08/23/13	11,000,000.00	13,318,367.56
		BRCOL 9 % 08/23/24	3,000,000.00	4,211,446.31
		ONT 8.1% 09/08/23	5,000,000.00	6,479,050.31
	小計		26,000,000.00	32,284,755.92 (2,489,800,376)
	ニュージーランドドル	ONT 6.25% 06/16/15	2,000,000.00	1,988,347.50
		ONT 6.375% 10/12/10	7,000,000.00	7,056,483.87
	小計		9,000,000.00	9,044,831.37 (470,512,127)
	地方債証券計			(4,411,627,161)
特殊債券	アメリカドル	ASIA 5.25% 06/12/17	2,000,000.00	2,218,982.12
		EDC 4.625% 04/01/10	1,000,000.00	1,030,111.12
		IADB 7.375% 01/15/10	7,000,000.00	7,395,365.25
		IBRD 8.25% 09/01/16	5,000,000.00	6,684,835.00
		IBRD 8.625% 10/15/16	7,000,000.00	9,485,287.87
		NRWBK 5.375% 07/19/10	2,000,000.00	2,075,071.12
	小計		24,000,000.00	28,889,652.48 (2,743,650,296)
	カナダドル	CANHOU 4.1% 12/15/18	5,000,000.00	5,018,897.50
		KFW 5.15% 12/15/17	3,500,000.00	3,562,669.25
	小計		8,500,000.00	8,581,566.75 (661,810,427)
	オーストラリアドル	EIB 6% 08/14/13	2,700,000.00	2,807,878.50
		EIB 6.125% 01/23/17	14,200,000.00	14,983,382.94
		EUROF 6.25% 12/28/18	17,000,000.00	18,266,925.00
		EUROF 6.5% 08/22/11	8,000,000.00	8,431,072.00
		IADB 6% 05/25/16	2,400,000.00	2,504,316.00
		ICO 6.125% 02/27/14	22,000,000.00	23,068,501.50
		KFW 7.5% 08/26/11	10,000,000.00	10,756,751.25
		NIB 6.125% 08/24/09	6,100,000.00	6,221,527.25
		NSWTC 7% 12/01/10	8,000,000.00	8,454,040.00
		RENTEN 6% 05/30/13	24,000,000.00	24,926,110.51
		RENTEN 6% 09/15/09	3,000,000.00	3,054,174.00

		RENTEN 6.25% 07/19/10	5,000,000.00	5,175,985.00
	小計		122,400,000.00	128,650,663.95 (7,899,150,766)
	イギリスポンド	EIB 5.375% 6/7/21	2,500,000.00	2,635,573.75
		EIB 6.25% 12/07/08	1,000,000.00	1,000,920.00
		EIB 8.75% 8/25/17	3,330,000.00	4,354,819.78
		IADB 9.75% 05/15/15	1,500,000.00	1,954,440.46
		RBS 4.125% 11/14/11	1,500,000.00	1,516,293.75
	小計		9,830,000.00	11,462,047.74 (1,677,585,307)
	ニュージーランドドル	EDC 6.5% 02/23/09	5,000,000.00	4,984,335.94
		EIB 6.25% 09/30/10	4,500,000.00	4,564,494.56
		EIB 6.5% 09/10/14	10,000,000.00	10,316,157.50
		IADB 7.25% 05/24/12	11,500,000.00	12,056,335.50
		KFW 6.375% 02/17/15	1,000,000.00	1,031,966.00
		KFW 7.25% 02/22/10	3,000,000.00	3,057,250.12
		NIB 6.625% 02/23/09	6,000,000.00	5,991,841.12
	小計		41,000,000.00	42,002,380.74 (2,184,963,846)
	ユーロ	BARC 4.25% 10/27/11	5,000,000.00	5,117,010.00
		HBOS 3.875% 11/05/10	5,000,000.00	5,050,982.81
		KFW 4.375% 07/04/18	3,000,000.00	3,059,966.62
	小計		13,000,000.00	13,227,959.43 (1,633,520,710)
	特殊債券計			(16,800,681,352)
	合計			(38,640,374,506)

(注1)小計欄における()内の金額は、各種通貨ごとの邦貨換算額であります。

(注2)合計欄における()内の金額は、各種通貨の邦貨換算額合計の数字であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 7銘柄	59.4%	
	地方債証券 5銘柄	14.0%	
	特殊債券 6銘柄	26.6%	26.7%
カナダドル	地方債証券 4銘柄	79.0%	
	特殊債券 2銘柄	21.0%	8.2%
ユーロ	国債証券 7銘柄	75.7%	
	特殊債券 3銘柄	24.3%	17.4%
イギリスポンド	国債証券 5銘柄	51.5%	
	特殊債券 5銘柄	48.5%	8.9%
スウェーデンクローナ	国債証券 2銘柄	100.0%	0.7%

ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	5.2%
ポーランドズロチ	国債証券 4銘柄	100.0%	5.6%
オーストラリアドル	特殊債券 12銘柄	100.0%	20.4%
ニュージーランドドル	地方債証券 2銘柄	17.7%	
	特殊債券 7銘柄	82.3%	6.9%

2)信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3)デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年1月30日現在）

I 資産総額	1,030,318,077 円
II 負債総額	581,750 円
III 純資産総額（I－II）	1,029,736,327 円
IV 発行済口数	1,693,332,464 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6081 円

第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	受益権総口数(口)
第1期特定期間 (平成20年 6月30日～平成20年12月 8日)	1,711,878,593	23,141,384	1,688,737,209

(注)当該特定期間中において、本邦外における設定又は解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年間ににおける資本金の額の増減	なし

（ロ）会社の機構

（1）経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはよりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となります。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

（2）運用体制

〔PLAN(計画)〕

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成される商品委員会において決定されます。

〔DO(実行)〕

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

〔SEE(検証)〕

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や信託約款等の遵守状況の確

認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）

会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託（公募）は次のとおりです。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	85	628,806
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	85	628,806

3【委託会社等の経理状況】

- （イ）委託者の財務諸表は、前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、委託者の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条に基づき、同規則並びに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- なお、財務諸表および中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- （ロ）委託者は、第21期事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれの財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。また、委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度の中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日)			第22期 (平成20年3月31日)		
		金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	※3		3,537,284			4,809,141	
有価証券			321,507			322,773	

支払委託金							
収益分配金		100	100		—	—	
前払費用			21,892			32,941	
未収委託者報酬			1,166,749			1,075,693	
未収投資顧問料			36,947			—	
未収運用受託報酬			—			48,435	
繰延税金資産			35,614			71,628	
その他			4,030			3,946	
流動資産計			5,124,126	93.6		6,364,560	90.0
固定資産							
有形固定資産	※1						
建物		15,227			81,174		
器具備品		31,436	46,663	0.8	59,007	140,181	2.0
無形固定資産							
ソフトウェア		7,338			43,275		
その他無形固定資産		186	7,525	0.1	166	43,441	0.6
投資その他の資産							
投資有価証券		208,567			261,726		
敷金・保証金		73,452			238,033		
会員権		2,500			2,500		
長期前払費用		168			570		
繰延税金資産		12,118			23,832		
その他の投資		1,800	298,606	5.5	285	526,947	7.4
固定資産計			352,795	6.4		710,570	10.0
資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

		第21期 (平成19年3月31日)			第22期 (平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	金額（千円）		構成比 （％）	金額（千円）		構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
預り金			13,638			14,005	
未払金							
未払収益分配金		100			100		
未払手数料	※3	557,027			520,902		
その他未払金	※3	58,683	615,810		89,745	610,747	

未払費用	※3		127,097			158,863	
未払法人税等			311,386			618,530	
未払消費税等			42,968			71,360	
賞与引当金			28,417			59,936	
流動負債計			1,139,318	20.8		1,533,444	21.7
固定負債							
退職給付引当金			17,951			44,738	
固定負債計			17,951	0.3		44,738	0.6
負債合計			1,157,269	21.1		1,578,182	22.3
(純資産の部)							
株主資本							
資本金	※2		300,000	5.5		300,000	4.2
利益剰余金							
利益準備金		41,500			44,500		
その他利益剰余金							
別途積立金		2,100,000			3,100,000		
繰越利益剰余金		1,878,111			2,054,686		
利益剰余金合計			4,019,611	73.4		5,199,186	73.5
株主資本合計			4,319,611	78.9		5,499,186	77.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			40			△ 2,238	
評価・換算差額等合計			40	0.0		△ 2,238	△ 0.0
純資産合計			4,319,652	78.9		5,496,948	77.7
負債・純資産合計			5,476,921	100.0		7,075,130	100.0

(2) 【損益計算書】

		第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	金額（千円）		百分比 （%）	金額（千円）		百分比 （%）
営業収益							
委託者報酬		8,141,317			11,628,333		
投資顧問料		71,394			—		
運用受託報酬		—	8,212,711	100.0	105,668	11,734,002	100.0
営業費用							
支払手数料	※2		4,003,586			5,656,622	

広告宣伝費			241,847			380,399	
公告費			5,087			2,022	
受益証券発行費			3,780			—	
調査費							
調査費		82,278			95,038		
委託調査費		714,692			1,100,389		
図書費		1,951	798,922		2,185	1,197,613	
営業雑経費							
通信費		12,785			11,892		
印刷費		178,453			166,508		
協会費		5,834			8,220		
諸会費		360			456		
情報機器関連費		280,349			364,302		
その他営業雑経費		37,286	515,067		66,519	617,898	
営業費用計			5,568,291	67.8		7,854,556	66.9
一般管理費							
給料	※1						
役員報酬		42,754			41,177		
給料・手当		732,618			972,284		
賞与		62,818	838,190		140,354	1,153,815	
退職給付費用			10,360			41,193	
役員退職慰労金			1,660			1,830	
福利費			63,610			107,788	
交際費			2,056			1,943	
旅費交通費			62,420			56,876	
租税公課			21,007			19,959	
不動産賃借料			66,020			139,555	
減価償却費			22,826			37,057	
諸経費			262,321			281,363	
一般管理費計			1,350,474	16.4		1,841,384	15.7
営業利益			1,293,946	15.8		2,038,060	17.4
営業外収益							
受取配当金		2,530			2,531		
有価証券利息		776			1,582		
受取利息	※2	2,556			8,213		
投資有価証券売却益		2,410			88		
その他		3,252	11,525	0.1	3,682	16,099	0.1
営業外費用							
支払保証料	※2	124			125		
固定資産除却損		1,807			—		
その他		65	1,997	0.0	7	133	0.0
経常利益			1,303,473	15.9		2,054,026	17.5
特別損失							
減損損失		1,358	1,358	0.0	13,397	13,397	0.1
税引前当期純利益			1,302,115	15.9		2,040,628	17.4
法人税 住民税及び事業税		524,737			877,218		
法人税等調整額		△ 2,666	522,071	6.4	△ 46,164	831,053	7.1
当期純利益			780,044	9.5		1,209,574	10.3

(3)【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

項 目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	38,500	2,100,000	1,131,067	3,269,567	3,569,567
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		△ 33,000	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益				780,044	780,044	780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	－	3,000	－	747,044	750,044	750,044
当期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611

項 目	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	11	11	3,569,579
当期変動額			
剰余金の配当			△ 30,000
当期純利益			780,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28	28	28
当期変動額合計（千円）	28	28	750,072
当期末残高（千円）	40	40	4,319,652

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

項 目	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
前期末残高（千円）	300,000	41,500	2,100,000	1,878,111	4,019,611	4,319,611
当期変動額						
剰余金の配当		3,000		△ 33,000	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益				1,209,574	1,209,574	1,209,574
別途積立金の積立			1,000,000	△ 1,000,000	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						

当期変動額合計（千円）	—	3,000	1,000,000	176,574	1,179,574	1,179,574
当期末残高（千円）	300,000	44,500	3,100,000	2,054,686	5,199,186	5,499,186

項 目	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
前期末残高（千円）	40	40	4,319,652
当期変動額			
剰余金の配当			△ 30,000
当期純利益			1,209,574
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,278	△ 2,278	△ 2,278
当期変動額合計（千円）	△ 2,278	△ 2,278	1,177,296
当期末残高（千円）	△ 2,238	△ 2,238	5,496,948

重要な会計方針

期別	第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価 基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2 固定資産の減価 償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。	有形固定資産 定率法によっております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 （追加情報）

	無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。 無形固定資産 同 左
3 引当金の計上基準	（1）賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 （2）退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	（1）賞与引当金 同 左 （2）退職給付引当金 同 左
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,319,652千円であります。 財務諸表等規則の改正により、当会計期間における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—

表示方法の変更

第21期	第22期
------	------

（自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	（自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
—	金融商品取引法の施行に伴い、表示科目をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成19年3月31日）	第22期 （平成20年3月31日）												
※1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>13,007千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>37,299千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>50,307千円</td></tr> </table>	建 物	13,007千円	器具備品	37,299千円	計	50,307千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>5,783千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>63,941千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>69,724千円</td></tr> </table>	建 物	5,783千円	器具備品	63,941千円	計	69,724千円
建 物	13,007千円												
器具備品	37,299千円												
計	50,307千円												
建 物	5,783千円												
器具備品	63,941千円												
計	69,724千円												
※2 授權株式数及び発行済株式総数 <table> <tr> <td>授權株式数</td><td>24,000株</td></tr> <tr> <td>発行済株式総数</td><td>6,000株</td></tr> </table>	授權株式数	24,000株	発行済株式総数	6,000株	※2 —								
授權株式数	24,000株												
発行済株式総数	6,000株												
※3 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>2,949,946千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>475,086千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>102,511千円</td></tr> </table>	預金	2,949,946千円	未払手数料	475,086千円	未払費用	102,511千円	※3 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>3,075,396千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>455,445千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>152,424千円</td></tr> </table>	預金	3,075,396千円	未払手数料	455,445千円	未払費用	152,424千円
預金	2,949,946千円												
未払手数料	475,086千円												
未払費用	102,511千円												
預金	3,075,396千円												
未払手数料	455,445千円												
未払費用	152,424千円												

（損益計算書関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
※1 役員報酬の範囲額 取締役報酬限度額（年額） 50,000千円	※1 —

監査役報酬限度額（年額） 20,000千円	
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
支払手数料 3,624,507千円	支払手数料 5,362,458千円
	受取利息 6,195千円
	支払保証料 125千円

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成18年3月31日	平成18年6月30日

4. 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当期末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
----	-------	----------------	-----------------	-----	-------

平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月29日
----------------------	------	--------	-------	------------	------------

４．基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	配当金の 原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リース取引関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第21期（平成19年3月31日）

１．時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	9,000	9,067	67
計	9,000	9,067	67

２．当期中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
52,410	2,410	—

３．時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	321,507
計	521,007

４．その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

第22期（平成20年3月31日）

1. 時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券 その他	66,000	62,226	△3,774
計	66,000	62,226	△3,774

2. 当期中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
4,088	88	—

3. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	322,773
計	522,273

4. その他有価証券のうち満期があるもの

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務及びその他のに関する事項 退職給付債務 17,951千円 退職給付引当金 17,951千円 (1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務及びその他のに関する事項 退職給付債務 44,738千円 退職給付引当金 44,738千円 (1) 同左 (2) 同左

3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 10,360千円 (1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額2,907千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 41,193千円 (1) 同左 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額9,051千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 同左
--	---

(税効果会計関係)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払事業税</td><td>24,051千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>11,562千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>7,304千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>6,200千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td><td>49,118千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△1,358千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 計</td><td>47,760千円</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△27千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債 計</td><td>△27千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>47,732千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	未払事業税	24,051千円	賞与引当金損金算入限度超過額	11,562千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	7,304千円	その他	6,200千円	繰延税金資産 小計	49,118千円	評価性引当金	△1,358千円	繰延税金資産 計	47,760千円	その他有価証券評価差額金	△27千円	繰延税金負債 計	△27千円	繰延税金資産の純額	47,732千円	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払事業税</td><td>47,126千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>24,388千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>18,203千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5,742千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産 合計</td><td>95,460千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	未払事業税	47,126千円	賞与引当金損金算入限度超過額	24,388千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	18,203千円	その他	5,742千円	繰延税金資産 合計	95,460千円
未払事業税	24,051千円																														
賞与引当金損金算入限度超過額	11,562千円																														
退職給付引当金損金算入限度超過額	7,304千円																														
その他	6,200千円																														
繰延税金資産 小計	49,118千円																														
評価性引当金	△1,358千円																														
繰延税金資産 計	47,760千円																														
その他有価証券評価差額金	△27千円																														
繰延税金負債 計	△27千円																														
繰延税金資産の純額	47,732千円																														
未払事業税	47,126千円																														
賞与引当金損金算入限度超過額	24,388千円																														
退職給付引当金損金算入限度超過額	18,203千円																														
その他	5,742千円																														
繰延税金資産 合計	95,460千円																														

(持分法損益等)

第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引)

第21期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,517	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売代行手数料	3,624,046	未払手数料	475,086
								投資助言費用の支払	566,675	未払費用	102,511

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	住友信託銀行（株）	大阪市中央区	287,537	信託業務及び銀行業務	直接30%, 間接70%	兼任 1人	営業上の取引	投信販売代行手数料	5,362,458	未払手数料	455,445
								投資助言費用の支払	846,909	その他未払金	318
										未払費用	152,424

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	719,942円02銭	1株当たり純資産額	916,158円04銭
1株当たり当期純利益	130,007円35銭	1株当たり当期純利益	201,595円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同左	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	780,044千円	1,209,574千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間貸借対照表

(単位：千円)

第23期中間会計期間末

(平成20年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金		4,781,352
有価証券		323,421
未収委託者報酬		993,681
未収運用受託報酬		45,311
繰延税金資産		50,319
その他		59,681
流動資産合計		6,253,769
固定資産		
有形固定資産		
建物		73,207
器具備品		51,738
有形固定資産合計	※1	124,945
無形固定資産		42,276
投資その他の資産		
投資有価証券		315,696
敷金・保証金		238,033
繰延税金資産		35,747
その他		647
投資その他の資産合計		590,124
固定資産合計		757,346
資産合計		7,011,115
負債の部		
流動負債		
未払金		560,159
未払費用		143,728
未払法人税等		269,241
賞与引当金		71,188
その他	※2	35,949
流動負債合計		1,080,267
固定負債		
退職給付引当金		64,692
固定負債合計		64,692
負債合計		1,144,959

(単位：千円)

第23期中間会計期間末

(平成20年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金	300,000
-----	---------

利益剰余金	
-------	--

利益準備金	47,500
-------	--------

その他利益剰余金	
----------	--

別途積立金	4,100,000
-------	-----------

繰越利益剰余金	1,431,587
---------	-----------

利益剰余金合計	5,579,087
---------	-----------

株主資本合計	5,879,087
--------	-----------

評価・換算差額等	
----------	--

その他有価証券評価差額金	△ 12,931
--------------	----------

評価・換算差額等合計	△ 12,931
------------	----------

純資産合計	5,866,156
-------	-----------

負債純資産合計	7,011,115
---------	-----------

中間損益計算書

(単位：千円)

第23期中間会計期間

(自 平成20年4月1日

至 平成20年9月30日)

営業収益

委託者報酬	5,437,330
-------	-----------

運用受託報酬	52,353
--------	--------

営業収益合計	5,489,683
--------	-----------

営業費用	3,731,371
------	-----------

一般管理費	※1	1,080,015
-------	----	-----------

営業利益	678,296
------	---------

営業外収益	※2	13,763
-------	----	--------

営業外費用	1,146
-------	-------

経常利益	690,912
------	---------

税引前中間純利益	690,912
----------	---------

法人税、住民税及び事業税	264,281
--------------	---------

法人税等調整額	16,729
---------	--------

法人税等合計	281,011
--------	---------

中間純利益	409,901
-------	---------

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	300,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	44,500
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,000
当中間期変動額合計	3,000
当中間期末残高	47,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	3,100,000
当中間期変動額	
別途積立金の積立	1,000,000
当中間期変動額合計	1,000,000
当中間期末残高	4,100,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,054,686
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 33,000
中間純利益	409,901
別途積立金の積立	△ 1,000,000
当中間期変動額合計	△ 623,098
当中間期末残高	1,431,587
利益剰余金合計	
前期末残高	5,199,186
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	409,901
当中間期変動額合計	379,901
当中間期末残高	5,579,087
株主資本合計	
前期末残高	5,499,186
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	409,901

当中間期変動額合計	379,901
当中間期末残高	5,879,087
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,693
当中間期変動額合計	△ 10,693
当中間期末残高	△ 12,931
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 2,238
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,693
当中間期変動額合計	△ 10,693
当中間期末残高	△ 12,931
純資産合計	
前期末残高	5,496,948
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 30,000
中間純利益	409,901
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 10,693
当中間期変動額合計	369,207
当中間期末残高	5,866,156

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1. 資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当期末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
※1	有形固定資産の減価償却累計額
	建 物 14,910千円
	器具備品 78,738千円

計	93,649千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	23,924千円
無形固定資産	4,996千円
※2 営業外収益の主要項目	
受取利息	6,925千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前期末	当期増加	当期減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 当中間会計期間中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月30日

4. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末（平成20年9月30日）

1. 時価のある有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
その他有価証券			
その他	138,000	116,196	△ 21,803
計	138,000	116,196	△ 21,803

2. 時価評価されていない主な有価証券

区分	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	199,500
MMF	323,421
計	522,921

（デリバティブ取引関係）

第23期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	977,692円69銭
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第23期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1株当たり中間純利益	68,316円89銭
中間純利益	409,901千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	409,901千円
期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】**（イ）委託者の定款の変更**

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（ロ）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)住友信託銀行株式会社（「受託者」および「指定販売会社」）****①資本金の額**

平成20年9月末日現在 287,537百万円

②事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1)「受託者」は、以下の業務を行います。**

- ①投資信託財産の保管・管理
- ②投資信託財産の計算

③投資信託財産に関する報告書の作成

④その他上記の業務に付随する業務

(2)「指定販売会社」は、以下の業務を行います。

①受益権の募集・販売の取扱い

②追加設定の申込受付事務

③受益者に対する収益分配金の再投資事務

④受益者に対する一部解約等の事務

⑤受益者に対する受益権の買取

⑥受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務

⑦受益者に対する運用報告書の交付

⑧その他上記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。指定販売会社が引き受ける業務については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（なお、受付時間は営業日の午前9時～午後5時（わが国の取引所が半休日の場合は午前9時～正午）とします。）

3【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）

その他の上記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成20年9月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

本ファンドについては、当該特定期間において次の書類を提出しています。

提出年月日	書類名
平成20年9月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月23日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている住信 新世代グロースファンド（毎月決算型）の平成20年6月30日から平成20年12月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信 新世代グロースファンド（毎月決算型）の平成20年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

住信アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白 川 芳 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月29日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	河 合 利 治	印
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	白 川 芳 樹	印
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。